

福津市まちづくり計画

第5期高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

平成21年3月

福 津 市

福津市まちづくり計画

第5期高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の基本理念	4
5	計画の重点目標	4

第2章 高齢者等の現状

1	人口構造と高齢者人口の推移	5
2	高齢者のいる世帯の状況	9
3	アンケート調査結果に見る高齢者の生活や意識の現状	11

第3章 高齢者福祉施策の展開

1	地域包括ケア体制の確立	20
2	認知症高齢者対策の推進	23
3	介護予防の推進	26
4	高齢者福祉サービスの充実	36
5	新たな高齢者福祉サービス	43

第4章 介護保険事業の展開

1	介護保険給付実績の推移	44
2	介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み	51
3	介護保険サービスの基盤整備	65
4	地域支援事業の充実	67

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では平成18年3月、平成18年度から20年度までの3年間を計画期間とする「第3期介護保険事業計画・第4期高齢者保健福祉計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。この計画は、平成17年6月の介護保険法の改正を受け、いわゆる団塊の世代が65歳に到達する2015年の高齢者介護の姿を念頭においた長期的な目標を立て、そこに至る中間段階に位置づけられる計画として策定したもので、予防重視型システムへの転換や地域包括ケア体制の整備等を施策の柱とする計画でしたが、この度3年ごとの見直しの時期を迎えました。

この間、本市では、前計画に基づいて、地域包括ケア体制の中心となる地域包括支援センターの整備や日常生活圏域の設定による地域密着型サービス基盤の整備、介護予防事業の推進など、新しい施策にも積極的に取り組み、一定の成果を収めてきました。しかし、一方で、その取り組みの過程において新たに発生した問題や課題も少なくありません。

また、国の医療制度改革によって、介護保険の施設サービスの一つである介護療養型医療施設が平成23年度末までに廃止される予定であることから、第4期介護保険事業計画の期間中に、施設の転換と入所者の受け皿の確保を、県と連携しながら円滑に進めていくことが求められています。

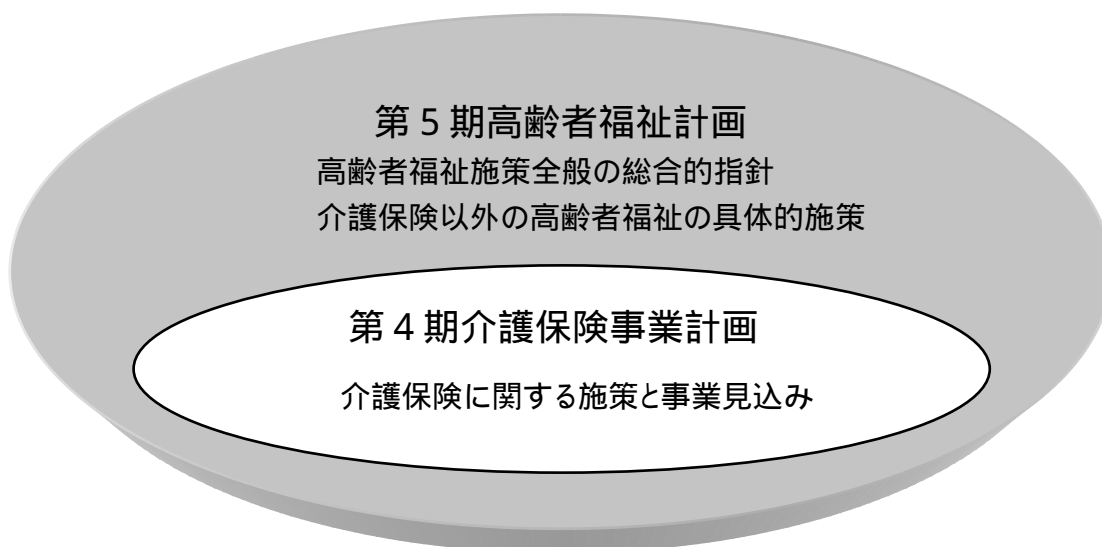
こうした背景のもと、本市では、前計画で設定した長期的な目標を基礎としながらも、これまでの事業実績や地域特性、さらには直近の現状を踏まえながら、課題の解決と高齢者福祉のさらなる充実を図るべく、「第5期高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、全ての高齢者を対象とした福祉施策の総合的指針であり、その目的とするところは、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせる社会の構築にあります。

一方、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者、及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活をおくるためのサービス基盤の整備を目的としています。

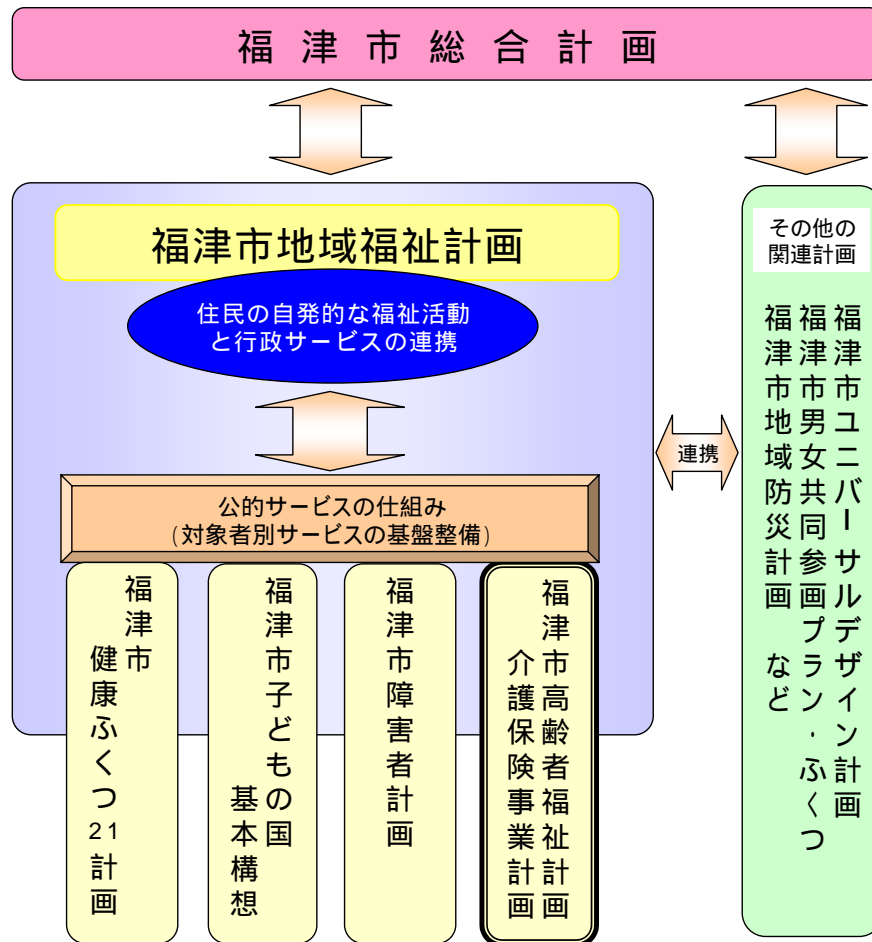
したがって、高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画を包含する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つためにも一体的な策定が求められています。



また、両計画の見直しに当たっては、国、県の定める策定指針を踏まえ、「福岡県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るとともに、市の上位計画である「福津市総合計画」や「福津市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

なお、老人保健事業は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防の観点から医療保険者が実施する特定健康診査及び特定保健指導と、「健康増進法」に基づき市町村が実施する健康増進事業となったため、本計画の対象から外すこととしました。

他の計画との関係



3 計画の期間

この計画は、平成21年度を初年度として平成23年度を目標年度とする3か年計画です。ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、点検・評価を行い、課題の分析を行います。

第3期			第4期			第5期		
平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期介護保険事業計画 第4期高齢者保健福祉計画			第5期高齢者福祉計画 第4期介護保険事業計画			第6期高齢者福祉計画 第5期介護保険事業計画		

4 計画の基本理念

個人が尊重され、地域の支えあいで心豊かに生きる

住み慣れた地域で健康で生き生きと安全・安心に暮らすことは、高齢者のみならず、多くの市民の願いです。この計画では、前計画の基本理念を引き継ぎ、すべての高齢者が個人の尊厳に係る基本的人権を尊重され、その生涯に生きがいと意義を見出しながら、快適な日常生活を営むことができるよう、市、市民及び事業者が互いに連携、協働し、地域社会全体で支えるための諸施策の展開を図ります。

5 計画の重点目標

高齢化の進展に伴い、本市においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えており、これらの高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域における包括的なケア体制を確立する必要があります。

また、今後さらに急増が見込まれている認知症高齢者については、これまでの医療任せの状態から脱却して、地域で支えることのできる環境整備を図ることが急務です。

さらに、介護保険制度改正の柱でもあった「予防重視型システムへの転換」を図るための介護予防事業は、介護保険制度を持続可能なものにするためにも、引き続き最重要事項として推進していかなければなりません。

本計画では、上記基本理念を実現するため、以下の3点を本計画期間中の重点目標として掲げ、高齢者福祉事業及び介護保険事業のさらなる充実を図ります。

重点目標 1
地域包括ケア体制の確立

重点目標 2
認知症高齢者対策の推進

重点目標 3
介護予防の推進

第2章 高齢者等の現状

1 人口構造と高齢者人口の推移

(1) 人口構造の推移

本市の総人口は、平成12年以降緩やかな減少傾向で推移していますが、年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口が平成12年から17年の5年間で8.2%減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は17.8%も増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

また、現在、最も人口の多い50代後半の世代が10年後にはほとんど高齢者となるため、今後も高齢化率の上昇が見込まれます。

年齢3区分人口の推移

(単位:人)

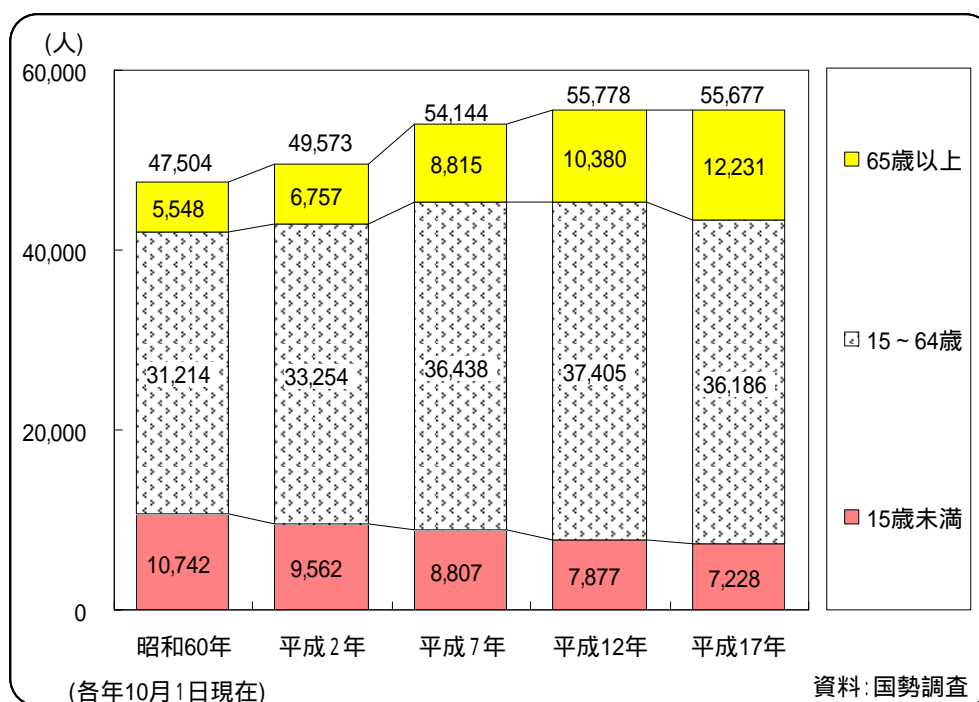
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15歳未満	10,742	9,562	8,807	7,877	7,228
15～64歳	31,214	33,254	36,438	37,405	36,186
65歳以上	5,548	6,757	8,815	10,380	12,231
総人口	47,504	49,573	54,144	55,778	55,677

(各年10月1日現在)

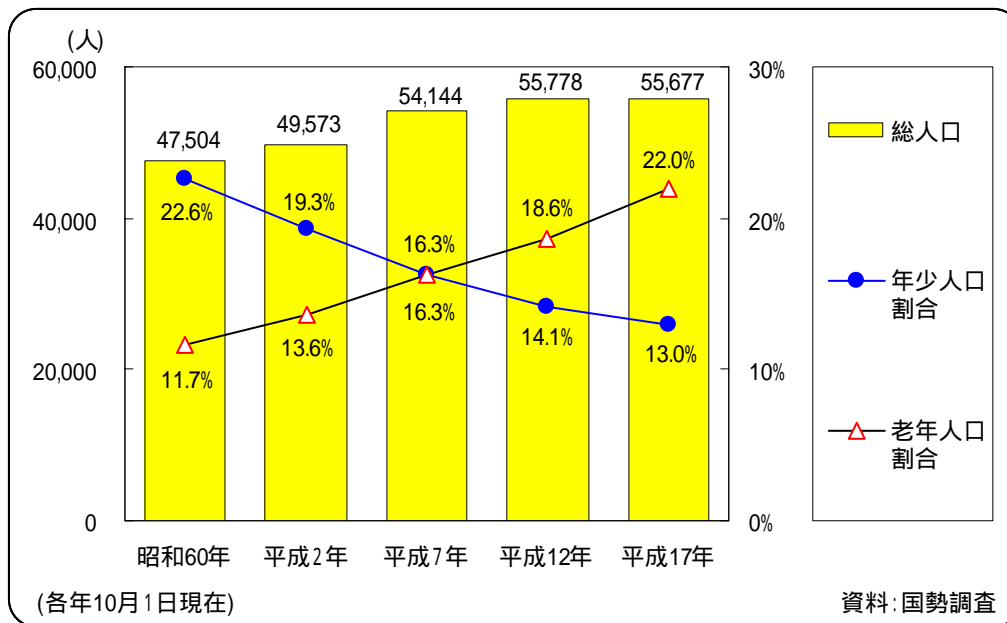
資料:国勢調査

年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

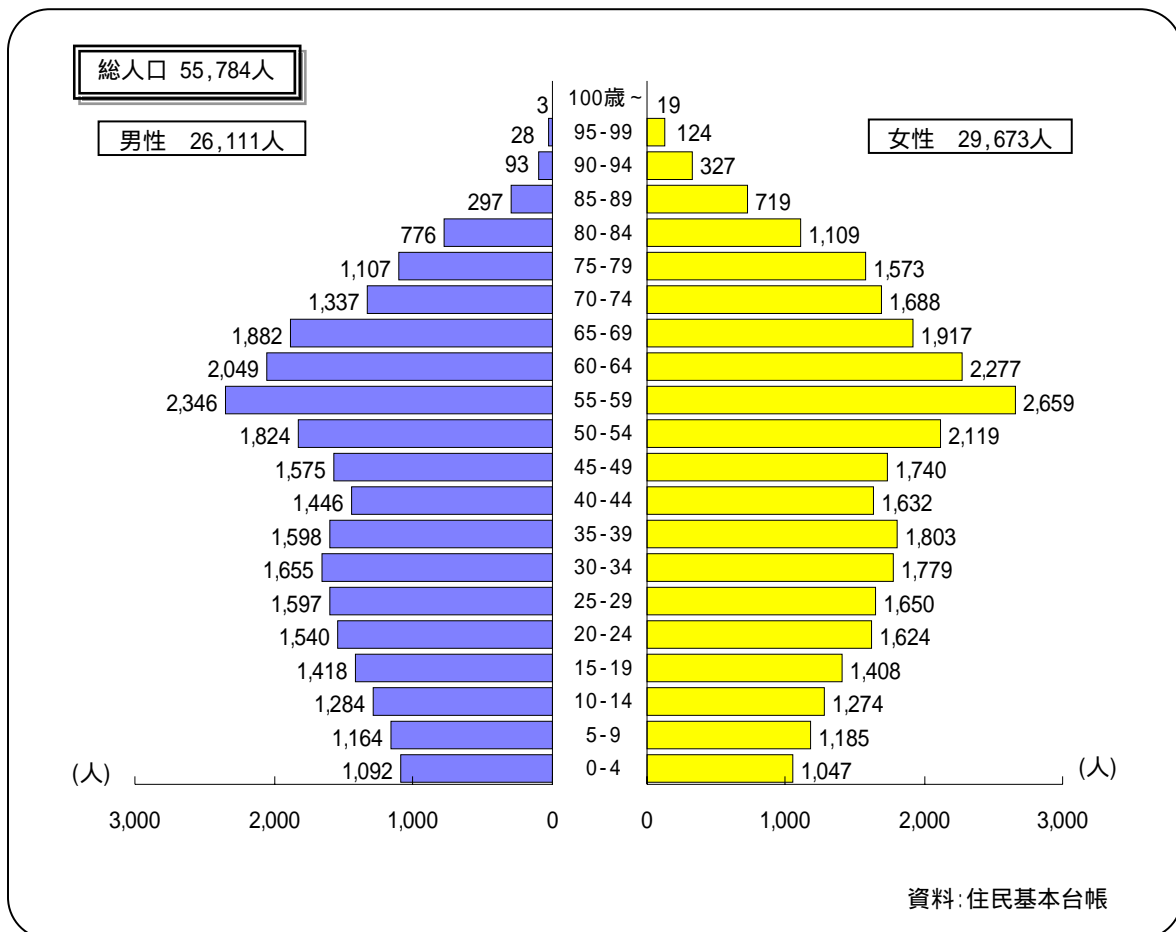
年齢3区分人口の推移



年少人口（15歳未満）・老年人口（65歳以上）割合の推移



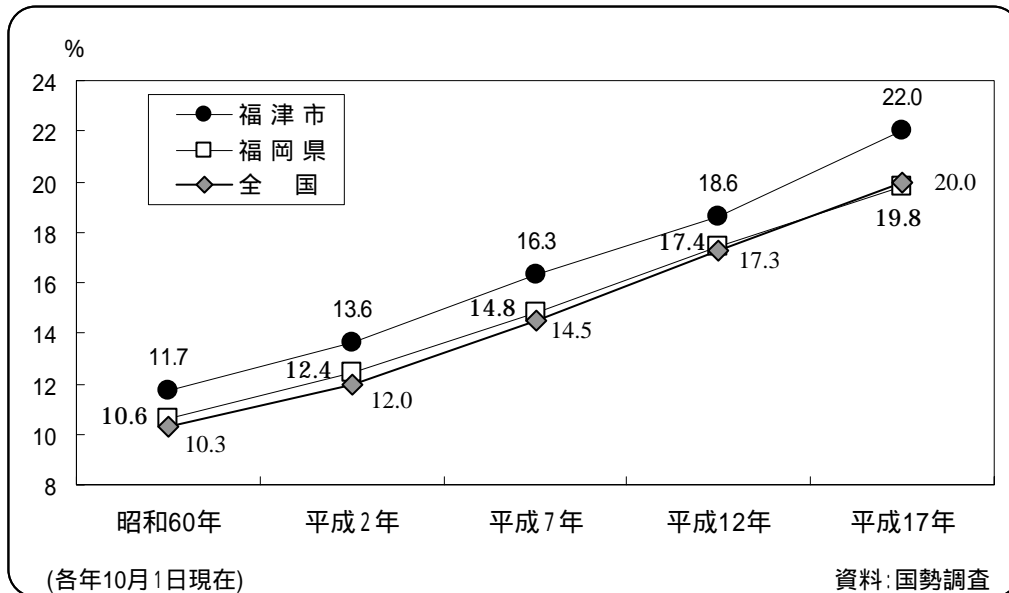
人口ピラミッド（平成20年3月末現在）



(2) 高齢化率の推移

国勢調査結果における高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）の推移は以下のとおりで、本市は国・県よりも1～2ポイント高めの割合で上昇が続いています。平成20年3月末現在の住民基本台帳人口（前ページの人口ピラミッド参照）における高齢化率は23.3%となっています。

高齢化率の推移



(3) 人口の将来推計

市の総合計画の計画期間（平成19年度から平成28年度）における人口推移予測は、下表のとおりです。

人口推移予測

	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）	55,677	56,300	58,500
年少人口率（0～14歳）	13.0%	13.4%	14.5%
生産年齢人口率（15～64歳）	65.0%	61.7%	57.2%
老年人口率（65歳以上）	22.0%	24.9%	28.2%

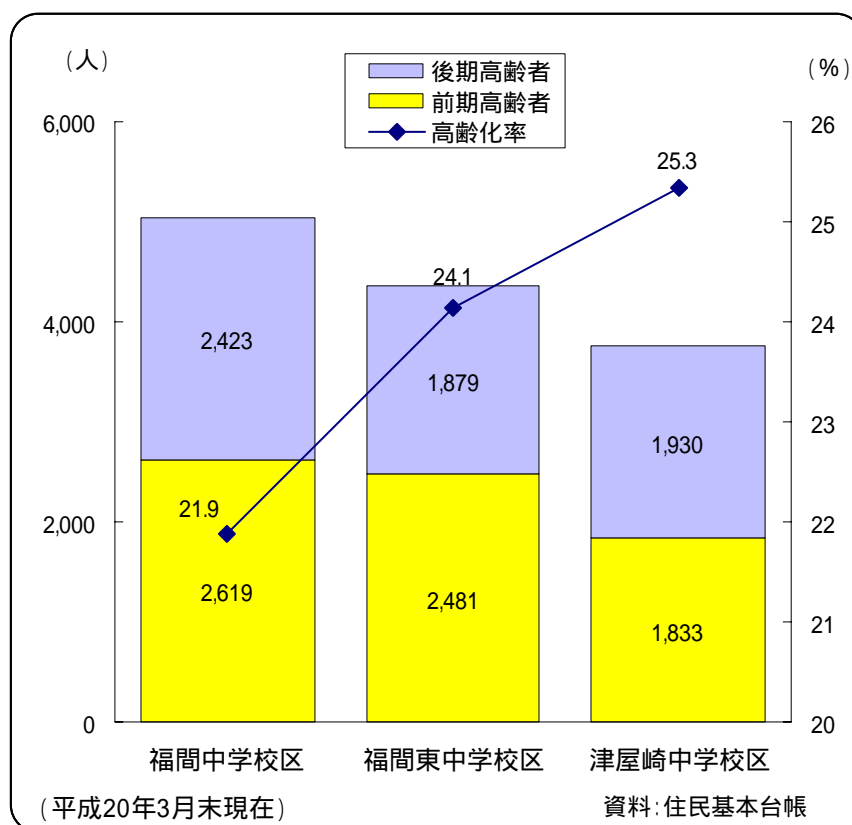
(4) 日常生活圏域別高齢者人口と高齢化率

要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるようにするためには、日常の生活を営んでいる地域ごとに、住民同士の支え合い活動も含め、各種サービスの提供拠点・活動組織を整備していく必要があります。平成17年6月成立の改正介護保険法では、高齢者にとって身近な地域の中で必要なサービスが完結するように基盤整備を進めていくとの考え方に立ち、それぞれの地域特性を踏まえた日常生活圏域の設定が求められました。

本市では、小学校区単位でのまちづくりを推進していることや、高齢者人口、要介護認定者数等の諸条件を総合的に判断し、前計画において2～3小学校区を1まとまりとした中学校区を単位に3つの日常生活圏域を設定しています。

前計画で設定した日常生活圏域ごとの高齢者人口と高齢化率は以下のとおりで、高齢化率、後期高齢者比率ともに津屋崎中学校区が最も高くなっています。

日常生活圏域別高齢者人口と高齢化率



2 高齢者のいる世帯の状況

(1) 高齢者のいる世帯の状況の推移

高齢化の伸展に伴い、高齢者のいる世帯数も増加の一途をたどっており、平成17年10月1日現在の総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は39.6%となっています。

また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加し、子や孫と同居していない高齢者のみの世帯の割合が増加しています。

高齢者のいる世帯の状況の推移

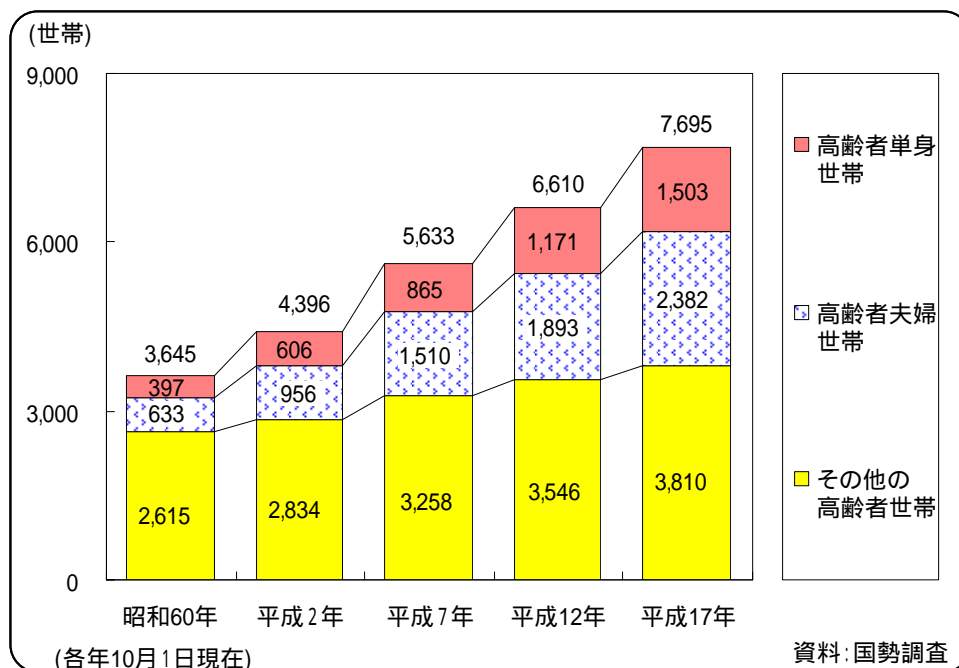
(単位:世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
高齢者のいる世帯数	3,645	4,396	5,633	6,610	7,695
高齢者単身世帯	397	606	865	1,171	1,503
高齢者夫婦世帯	633	956	1,510	1,893	2,382
高齢者のいるその他の世帯	2,615	2,834	3,258	3,546	3,810
総世帯数	13,317	14,540	16,890	18,589	19,434
高齢者のいる世帯の割合	27.4%	30.2%	33.4%	35.6%	39.6%

(各年10月1日現在)

資料:国勢調査

高齢者のいる世帯の状況の推移

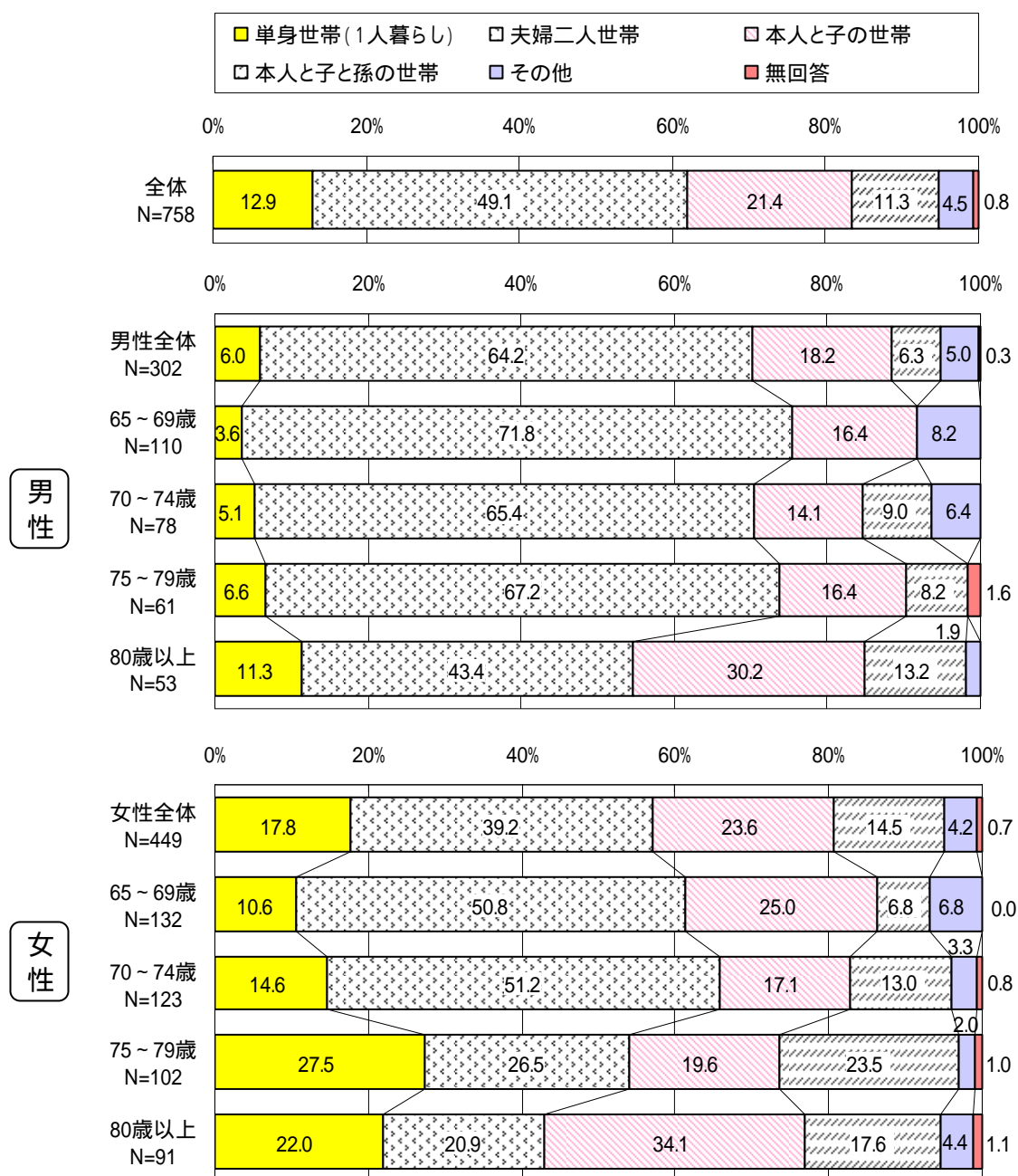


(2) アンケート調査結果に見る高齢者等の世帯の状況

平成20年7月に実施した生活と健康に関する調査(アンケート調査)結果によると、女性は年齢階層が高くなるにつれて「1人暮らし」の割合が高くなっており、75歳以上ではほぼ4人に1人が「1人暮らし」となっています。また、75歳以降、「夫婦2人暮らし」の割合が減少し、子や孫の世代を含んだ「その他の同居世帯」の割合が高くなっています。

一方、男性は女性に比べ「1人暮らし」の割合が低く、「80歳以上」は11.3%と少し高くなっているものの、年齢階層による世帯状況の変化もあまり見られません。

アンケート調査結果に見る高齢者等の世帯の状況



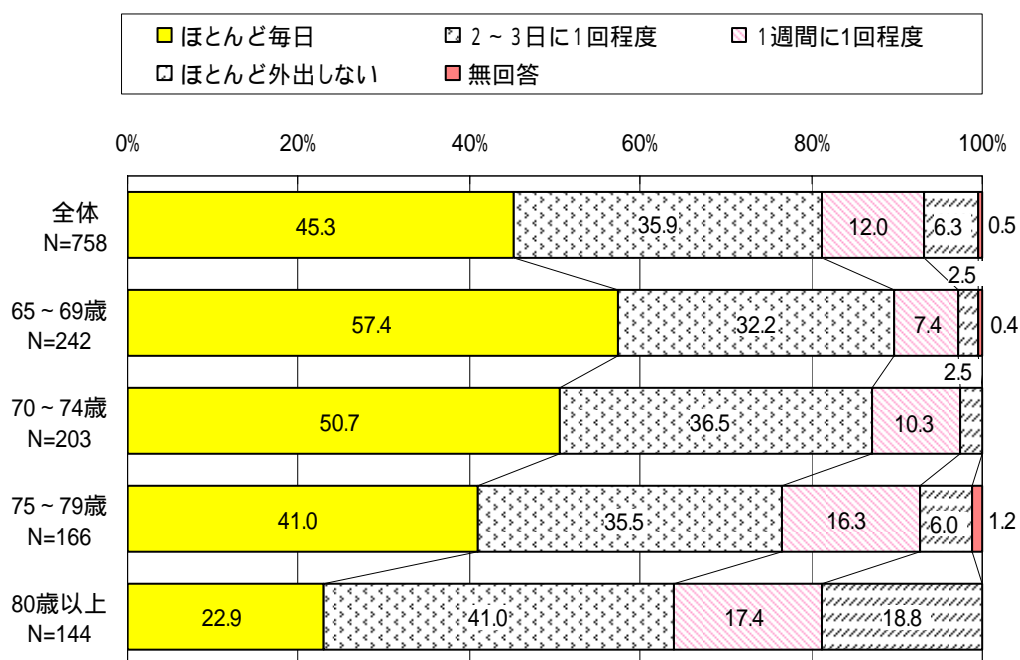
3 アンケート調査結果に見る高齢者の生活や意識の現状

(1) 外出の状況

30分以上の外出頻度は、年齢階層が高くなるにつれて低下しており、閉じこもりの目安を「1週間に1回以下の外出」と考えれば、閉じこもり傾向の見られる人は75歳以上から急に増加し、80歳以上では36.2%に上っています。

閉じこもりには、老化による体力低下、疾病、障害などの身体的要因によるものもありますが、活動意欲の低下や性格などの心理的要因によるものも多く、廃用症候群につながることはないよう、最低でも週1回以上の外出が確保できるよう配慮する必要があります。

30分以上の外出の頻度

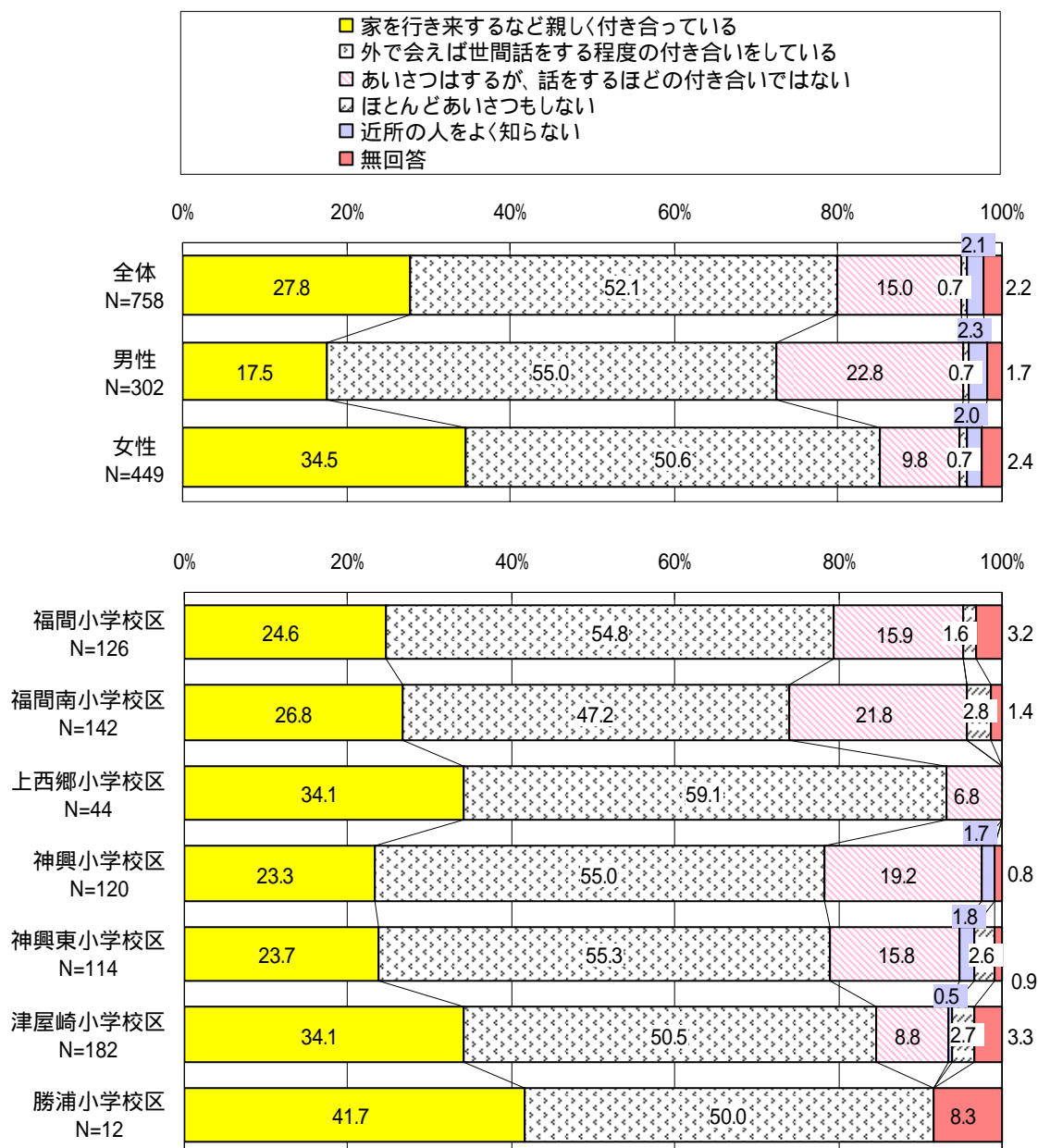


(2) 近所付き合いの程度

地域における支え合いの基礎ともなる近所付き合いの程度については、「外で会えば世間話をする程度の付き合いをしている」と回答した人の割合が全体の52.1%と最も高く、「家を行き来するなど親しく付き合っている」と回答した人を合わせると、約8割の人はある程度近所付き合いの実態があると考えられます。

また、「家を行き来するなど親しく付き合っている」と回答した人の割合は、男性の17.5%に対し、女性は34.5%となっており、男性よりも女性の方が近所付き合いの親密度が高いことがわかります。

近所付き合いの程度

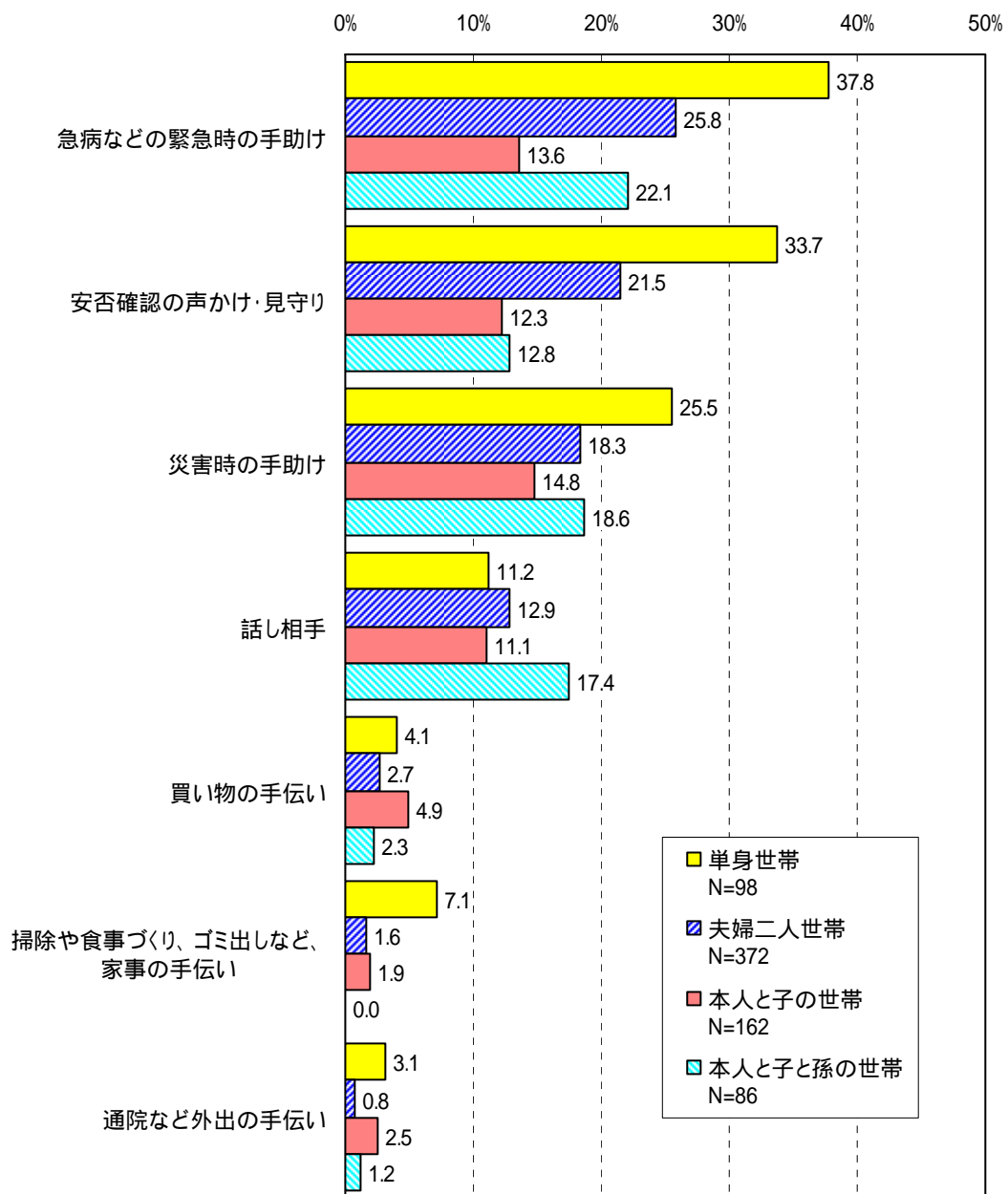


(3) 近所の方に協力してもらいたいこと

近所の方に協力してもらいたいこととして、最も回答割合が高かったのは「急病などの緊急時の手助け」ですが、「単身世帯」や「夫婦二世帯」では他の世帯に比べ、「安否確認の声かけ・見守り」の回答割合が特に高くなっています。

また、「単身世帯」では、「掃除や食事づくり、ゴミ出しなど家事の手伝い」についても他の世帯に比べると高い回答割合になっています。

近所の方に協力してもらいたいこと（世帯状況別）

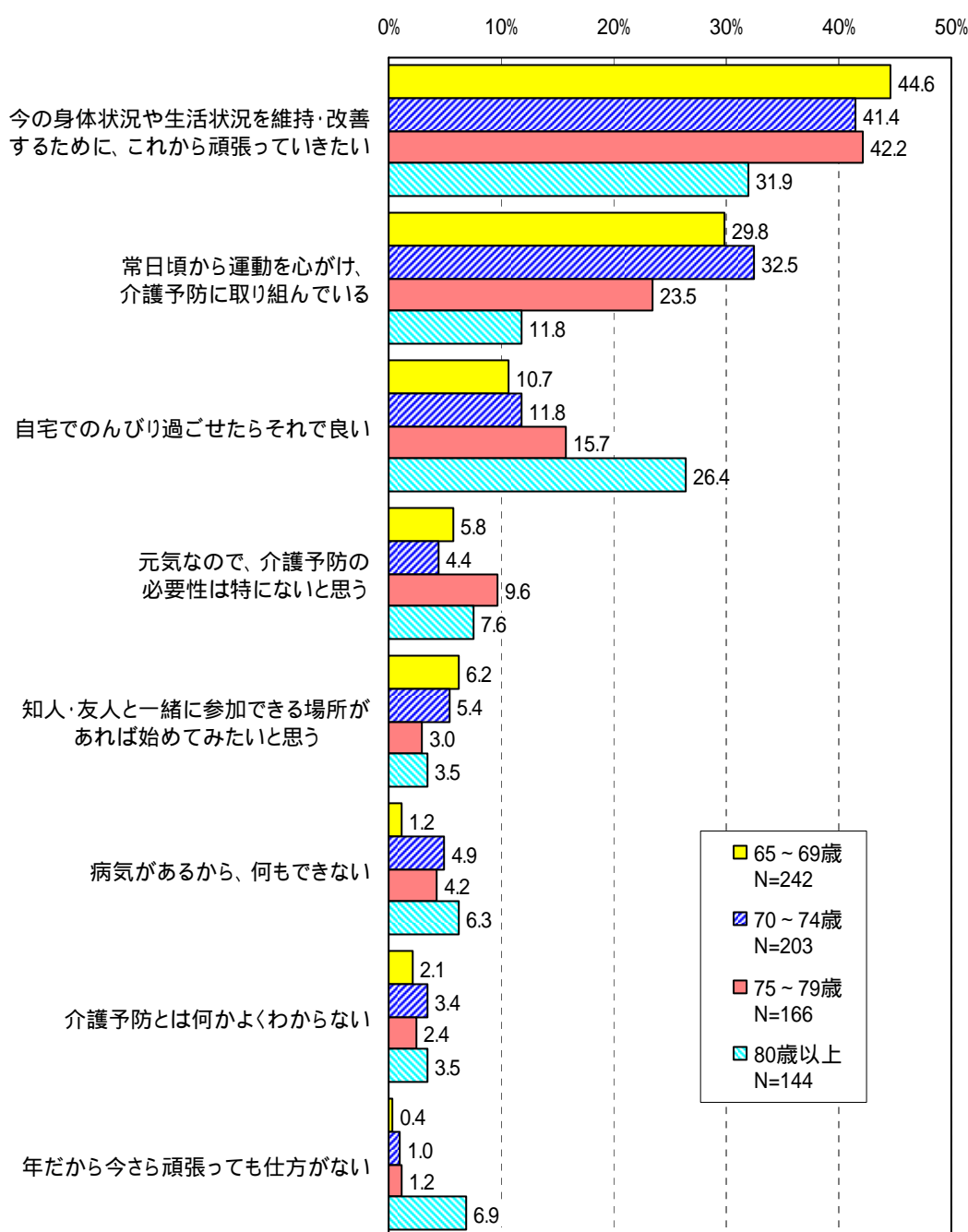


(4) 介護予防に関する意識

介護予防についての考えをたずねた調査結果を見ると、「今の身体状況や生活状況を維持・改善するために、これから頑張っていきたい」や「常日頃から運動を心がけ、介護予防に取り組んでいる」を選択した人が多く、介護予防に前向きな考えの方が上位を占めていることがわかります。

また、80歳以上になると、「自宅でのんびり過ごせたらそれで良い」や「年だから今さら頑張っても仕方がない」という回答割合が高くなることがわかります。

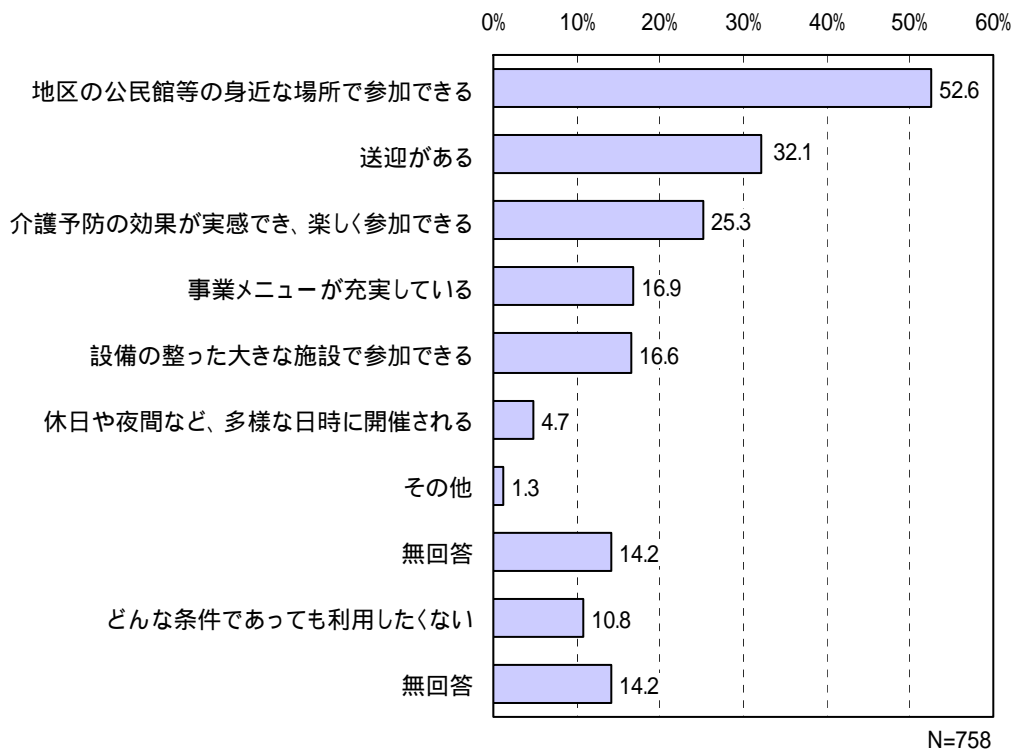
介護予防についての考え（年齢階層別）



(5) 介護予防事業等への参加について

市で健康づくりや介護予防のための教室を行う場合、どのような条件や環境があれば、参加しやすいかをたずねたところ、「地区の公民館等の身近な場所で参加できる」と回答した人の割合が52.6%と最も高くなっており、地域単位での事業展開が求められています。

介護予防教室等に参加しやすい条件や環境

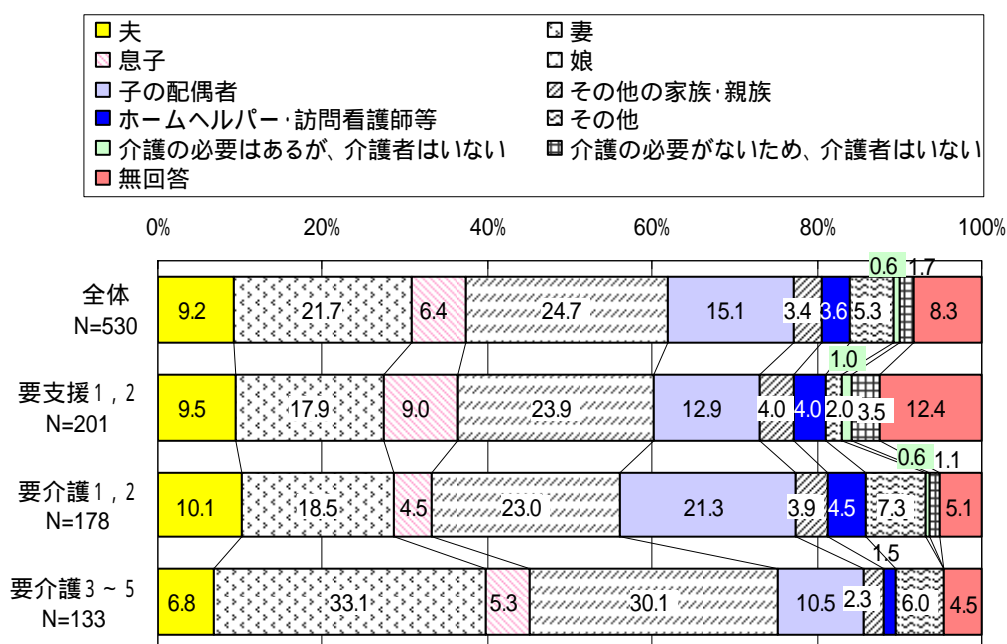


(6) 家族介護者の状況

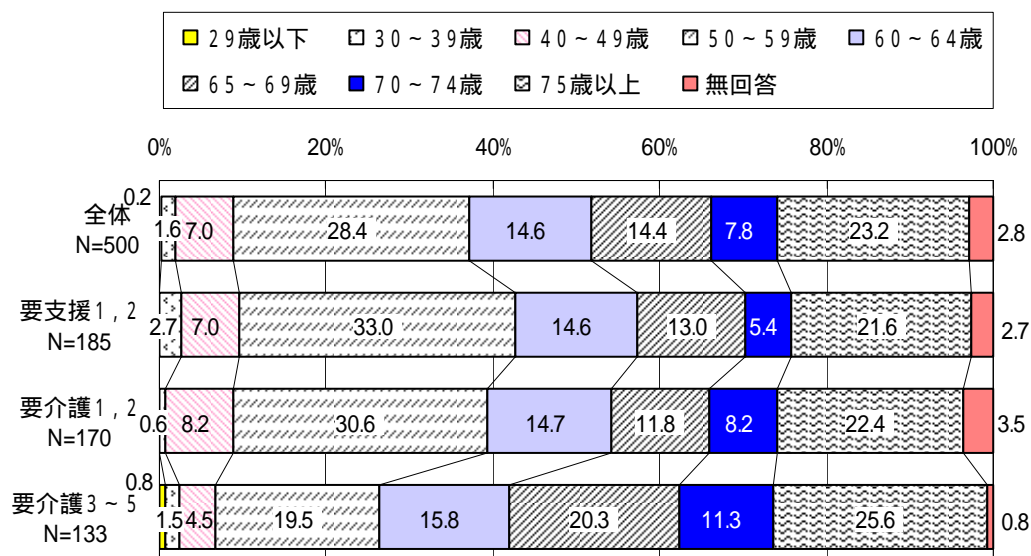
居宅サービス利用者、日ごろ、介護をしている人をたずねたところ、全体の80.5%が家族や親族を挙げており、特に「娘」や「妻」、「子の配偶者」など、女性の占める割合が高くなっています。

また、介護をしている家族や親族の年齢をたずねたところ、全体の45.4%が65歳以上となっており、いわゆる「老老介護」の状態にあることがわかります。

日ごろ、介護をしている人



介護をしている家族や親族の年齢

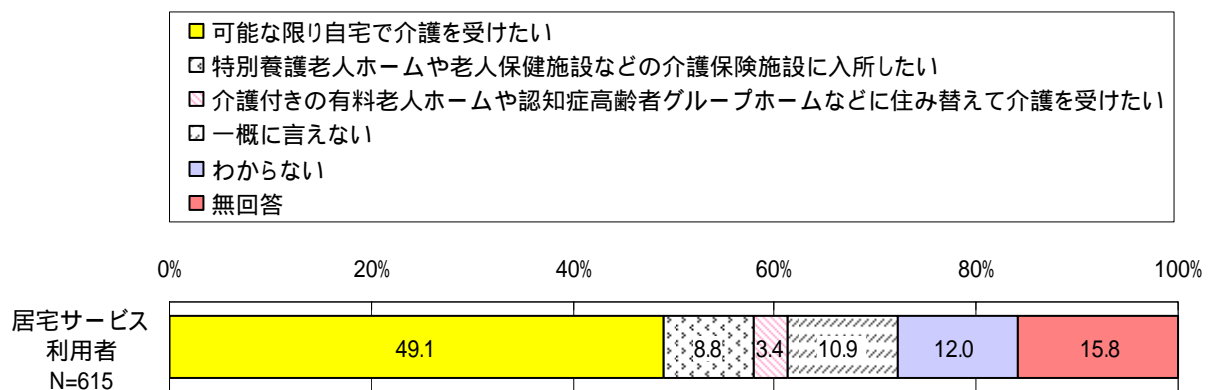


(7) 今後の介護希望

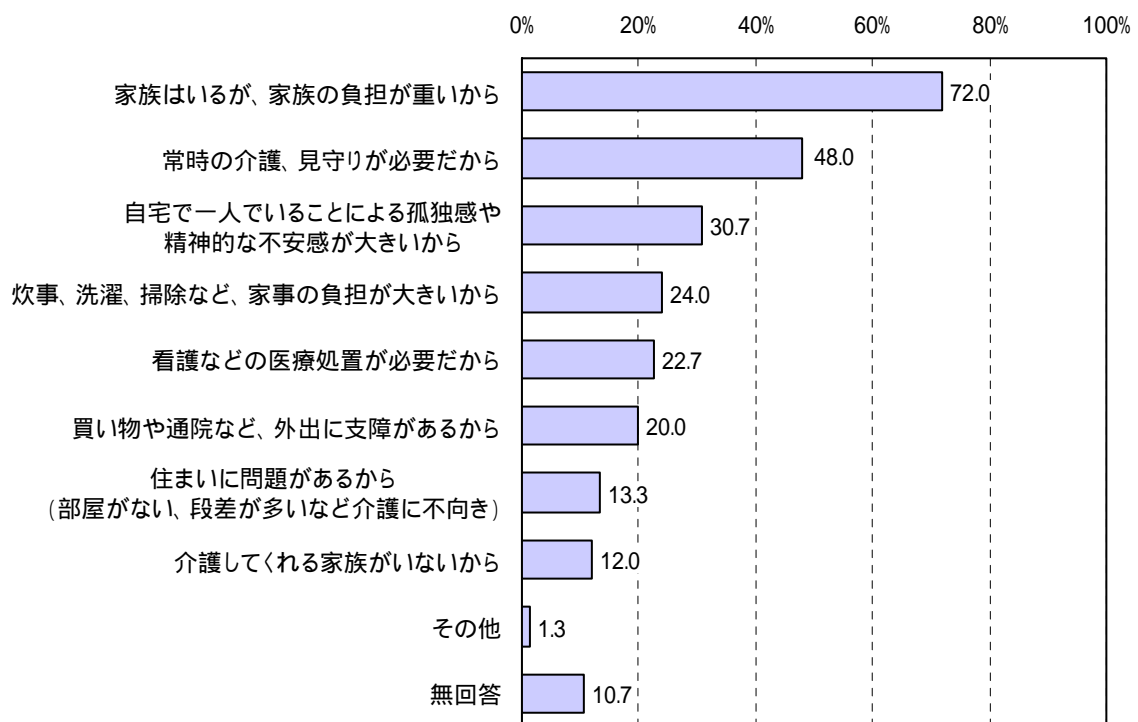
居宅サービス利用者に、今後、どのように介護してほしいと思うかたずねたところ、「可能な限り自宅で介護を受けたい」と回答した人が49.1%と最も多く、在宅志向の高さが浮き彫りになっています。

また、在宅以外での介護を希望した人にその理由をたずねたところ、「家族はいるが、家族の負担が重いから」が72.0%と最も多く、家族介護者の負担に対する配慮がうかがえます。

今後の介護希望



在宅以外での介護を希望する理由



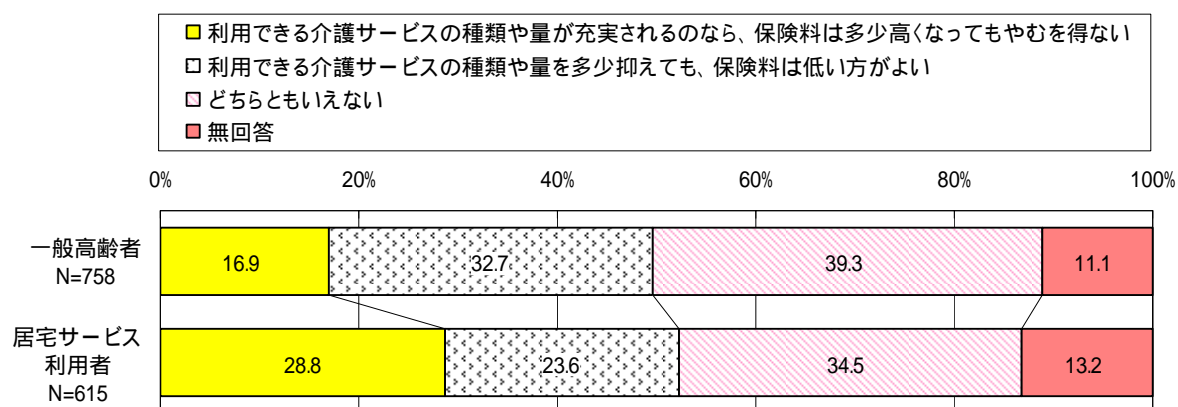
N=75

(8) 介護保険制度について

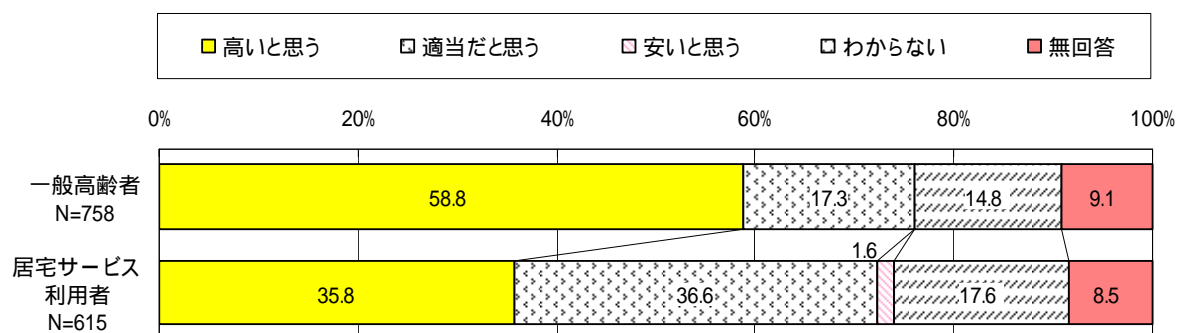
介護保険の給付と負担の関係についての考えをたずねたところ、要介護認定を受けていない一般高齢者では、「利用できる介護サービスの種類や量が充実されるのなら、保険料は多少高くなってもやむを得ない」と回答した人(16.9%)よりも「利用できる介護サービスの種類や量を多少抑えても、保険料は低い方がよい」と回答した人(32.7%)の方がかなり多くなっているのに対し、居宅サービス利用者では、逆に前者の回答割合(28.8%)の方が5.2ポイント高くなっています。

また、自分の介護保険料についても、一般高齢者では、「適当だと思う」という回答割合は17.3%にとどまり、58.8%の人が「高いと思う」と回答しているのに対し、居宅サービス利用者では、「適当だと思う」という回答割合が36.6%と高く、「高いと思う」の35.8%を0.8ポイント上回っています。

介護保険の給付と負担の関係について



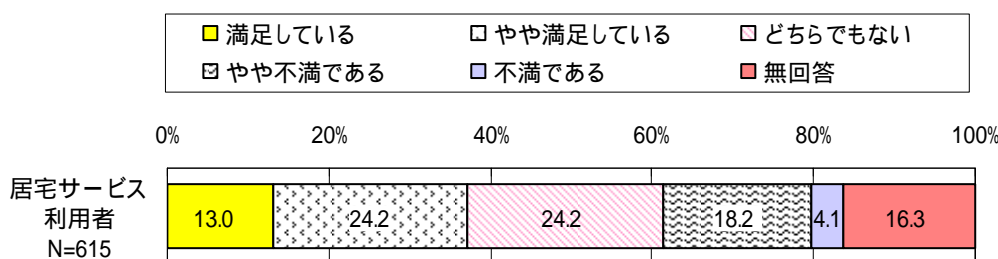
自分の介護保険料について



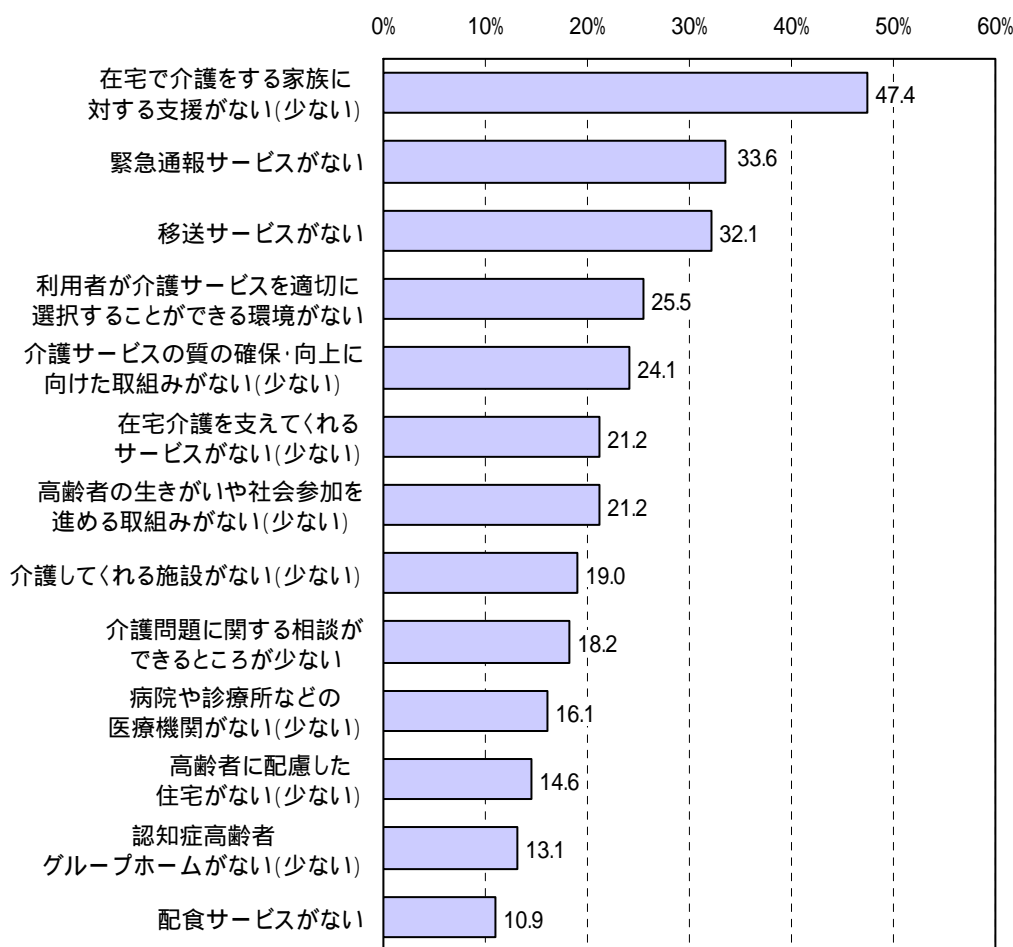
(9) 高齢者保健福祉施策の満足度について

居宅サービス利用者に現在の高齢者保健福祉施策に満足しているかどうかをたずねたところ、「不満である」、「やや不満である」を合わせた回答割合は22.3%となっており、不満内容で最も多かったのは、「在宅で介護をする家族に対する支援がない(少ない)」(47.4%)でした。

高齢者保健福祉施策の満足度



上記不満の内容



N=137

第3章 高齢者福祉施策の展開

高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせるよう、
地域包括ケア体制の確立
認知症高齢者対策の推進
介護予防の推進
の3つを高齢者福祉の重点目標として、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

1 地域包括ケア体制の確立

(1) 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り安心して尊厳ある暮らしを続けることができるようにするためには、介護保険を中心としたさまざまなサービスが、個々の高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要です。

それには、保健、福祉、医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等住民活動を含めた地域のさまざまな資源のネットワーク化による継続的かつ包括的な支援（地域包括ケア）体制が不可欠です。

本市では、このような地域包括ケアを支える中核機関として、市直営の「福津市地域包括支援センター」を創設し、公正かつ中立性の高い運営を進めてきましたが、増え続ける高齢者と多様化する支援ニーズに対応し、総合相談業務や介護予防ケアマネジメント事業等を円滑かつ適切に実施するなど、的確にその機能を果たしていくためには、運営形態の見直しも含めた体制の整備等、高いレベルの質の向上を図る必要があります。

また、高齢者の日常生活を支援するためには、民生委員・児童委員や地域のボランティア等による見守り活動が重要であり、こうした高齢者の身近な活動の支援を市内全域に広げていくことが課題となっています。特に、見守りや安否確認の必要性の高いひとり暮らしの高齢者については、その取り組みを強化することも必要です。

さらに、高齢者の虐待防止、災害時の高齢者支援体制についても、情報の共有化、関係機関や地域との連携を深めながら、地域包括支援センターを中心としたネットワークの拡充を進めることが必要です。

(2) 今後の取り組み

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢者とその家族等に対する地域包括支援センターの周知と相談窓口活用の啓発に努めるとともに、相談者のニーズとその後の状態の変化に応じたきめ細やかな対応ができるよう、センターの業務量に応じた体制整備を図ります。

具体的には、市の設置責任主体としての適切な関与を前提に、センターの直営を廃止して、市域の社会資源の活用(センター業務の委託運営)を図るとともに、住民の利便性に配慮して地域の住民からの相談を受け付け、センターにつなぐ役割を担うための窓口(ランチ)を新設し、夜間、休日対応相談窓口を開設してサービスの向上を図るなど、地域に根ざした柔軟な事業運営ができる体制の構築を進めます。

2. ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク体制づくり

増加し続けるひとり暮らしや閉じこもりがちの高齢者等から、孤立死(社会的に孤立していて、自殺ではなく、誰にも看取られずに自宅で亡くなった場合)といった悲しい事態が発生することのないよう、福津市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや介護保険事業者、地域組織、医療機関、警察等と連携し、見守りネットワークの構築を図ります。

3. 虐待防止ネットワーク体制づくり

高齢者の虐待を早期に発見し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)に基づく高齢者の保護や立入調査など必要な措置が速やかにとれるよう、高齢者虐待防止法の内容を市民に周知し、意識を高めることで虐待を予防し、地域包括支援センターを中心とした地域とのネットワークづくりを推進して、広く虐待情報の収集と対応に努めます。

4．災害時の高齢者支援体制づくり

高齢者台帳情報を活用した見守りネットワークが、災害時の手助けにも機能するよう、災害時要援護者の把握に努めるとともに、これらの高齢者が災害時に確実に救出されるよう、順次関係機関と連携を図りながら、個別の避難支援計画の作成に努めます。

2 認知症高齢者対策の推進

(1) 現状と課題

高齢者の増加に伴い、認知症の高齢者も増加しています。介護保険の地域密着型サービスの創設により、在宅で認知症高齢者を支える体制が強化されつつありますが、介護保険制度だけでは認知症高齢者やその家族の支援を全うできる状況ではありません。

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。とりわけ、認知症高齢者を介護する家族の多くは、他の人になかなか介護の大変さを理解してもらえない、同じ家族でさえもなかなか理解してもらえないといった悩みを抱えています。家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的なストレスの軽減（レスパイト）を図る取り組みが必要です。

本市では、認知症啓発月間事業や「認知症サポーター100万人キャラバン」による認知症サポーターの養成による地域での見守り・支援体制の基礎を構築するとともに、地域における異世代間交流、生きがいづくり活動の支援にも貢献しうる介護予防プログラム事業として「すっきり脳の健康教室」を実施しており、今後、それぞれの地域特性に応じた事業展開を検討しながら市域全体への拡大を図る必要があります。

また、認知症高齢者については、保健、医療及び福祉の専門的観点から適切な評価（アセスメント）を行い、本人とその家族に対して状態に応じて必要とされるサービスを継続的に提供する必要があることから、早期の段階からの適切な診断とこれを踏まえた対応が可能となるよう、かかりつけ医と連携した早期対応システムの構築を進める必要があります。

さらに、ひとり暮らしや親族のいない認知症高齢者については、本人の権利が十分に擁護されるよう、成年後見制度や福津市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を普及啓発し、制度を有効に活用できるよう支援を継続する必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. 認知症についての正しい理解の促進

認知症高齢者の尊厳が守られ、在宅生活の継続をすることができる社会となるよう、医療機関や利用可能な社会資源、相談窓口等の情報提供を積極的に行います。

また、高齢者本人が、認知症の正しい知識を持ち、予防のための心構えを理解し、日常生活の行動変容に結びつけることができるように、介護予防の普及啓発に努めていきます。

さらに、地域全体で認知症の高齢者を支え、見守ることができるように、認知症の特徴や正しい対応(介護)の方法等を学ぶための講習会を、市民を対象に実施し、認知症の正しい理解の促進に努めます。

2. 家族介護者への支援の充実

家族だけで問題を抱え込んでしまわないよう、地域包括支援センターへの気軽な相談を呼びかけるとともに、本人と家族の状態にあった適切なサービスが受けられるよう、関係機関と連携した相談窓口の充実と地域密着型サービスの基盤整備を図ります。

また、同じような境遇で介護している人同士の交流が図れるよう、活動の中心になる家族会を支援するとともに、家族会の活動情報等を市報に掲載するなど、広く市民への情報提供に努めます。

さらに、認知症により徘徊行動の見られる高齢者等に、現在位置を検索できる専用端末機を携帯してもらい、早期発見と事故防止を図ることで、徘徊行動がある高齢者の家族介護支援を図ります。

3. 認知症高齢者支援ネットワーク体制づくり

認知症の高齢者とその家族を地域で支えられるよう、地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーや介護保険事業者、地域組織、医療機関、警察等と連携した認知症高齢者支援ネットワークづくりを推進します。

4．認知症予防事業の充実

一般高齢者に対する介護予防事業の一環として、学習者同士の歓談や交流を楽しみながら、脳の機能の活性化を行うための簡単な「読み」「書き」「計算」等を行う「すっきり脳の健康教室」の段階的な拡大実施を図り、認知症予防事業の充実に努めます。

なお、同教室の実施にあたっては、学びを通じた人と人との交流(子どもを含めた世代間交流)の場を提供し、高齢者の引きこもりを防止し、地域社会の一員として生活に張り合いを持ってもらうことで、明るく活力ある地域づくりにも資するよう、地域の実情に合わせた自主的な運営を目指した、側面的な支援を行います。

5．認知症高齢者の権利擁護の充実

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利が十分に擁護されるよう、成年後見制度や福津市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の普及啓発と活用の支援を継続します。

3 介護予防の推進

(1) 現状と課題

前計画の策定においては、介護保険制度における軽度要介護者の急増に伴い、要介護状態になる前から要支援、要介護1程度までの高齢者に対して「予防重視型システム」への転換を図り、平成20年度までに、高齢者人口の5%程度を対象に介護予防事業を実施することが求められました。本市においても、従来の老人保健事業や介護予防事業を見直し、多様な事業の実施とその拡大を計画していましたが、実際の事業実施にあたっては、様々な問題や新たな課題が発生し、計画初年度から見直しを迫られることになりました。

まず、介護予防事業の対象となる特定高齢者（身体の機能がたいへん弱っている高齢者で、いまのままでは要支援・要介護状態になるおそれが高い人）の把握については、当初国の示した特定高齢者該当基準が厳しかったこともあり、全国の市町村で該当者の抽出が進まず、特定高齢者事業が実施できない市町村が大多数でした。このことを受け、平成19年度に国の基準の見直しが行なわれました。また、平成20年度には、生活機能評価事業が、従来の老人保健法から介護保険法に基づく地域支援事業に移行されました。

本市でも、より多くの特定高齢者の掘り起こしを行い、早期に介護予防に結びつけることを目的として、健診の機会を活用する従来の方法に加え、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター及び医療関係者等への情報提供を働きかけるなど、地域との連携を図りながら、対象者の把握に努めてきましたが、介護予防の必要性を理解し、積極的に介護予防事業に参加するための具体的な行動を起こす高齢者はまだ少ない状況にあります。関心がない高齢者に対して、介護予防の必要性を理解してもらうための普及啓発にさらに取り組んでいくことが重要です。

また、一般高齢者事業から特定高齢者事業、さらには予防給付といった一連の流れを切れ目なく利用できるようにするためにはどうしていくべきか、身体状況の改善・自立度の変化にあわせて、自身に最も合った効果的なサービスが速やかに利用できるような地域支援事業のシステムづくりが必要です。

(2) 今後の取り組み

1. 特定高齢者把握の促進

高齢者一人ひとりの身体能力や自立度を確認し、より多くの特定高齢者の掘り起こしを行うことができるシステムづくりを行っていくことが重要です。

自治会や民生委員・児童委員、在宅介護支援センター等の地域との連携を強化するとともに、高齢者が多く集まる機会等を効果的に利用したり、生活機能に関するアンケートの個別郵送を実施するなど、その効率性や効果の分析、研究を行いながら事業の推進を図ります。

また、把握された高齢者については、地域包括支援センターと連携を図りながら、その状態の改善・維持に力を入れるとともに、高齢者が自己実現を達成することができることを目指した、支援に努めます。

2. 介護予防普及啓発の充実

アンケート調査結果から、「のんびり過ごせたらそれで良い」、「元気なので介護予防の必要性は特にはないと思う」、「今さら頑張っても仕方ない」等、介護予防を始めることに消極的な高齢者も少なくないことがわかりました。

元気なうちからの介護予防の必要性を啓発するとともに、意欲低下にある高齢者に対しての相談業務の充実を図るなど、高齢者が介護予防を楽しく始められるよう、知識の普及啓発並びに具体的な実践方法の周知にも力を入れていきます。

3. 介護予防に取り組む高齢者の拡大

特定高齢者・一般高齢者介護予防事業は、心身状況や日常生活自立度の状況に合わせて、より多くの高齢者が楽しく効果的に介護予防を始めることができるように、さらに充実を図っていきます。特に、アンケート調査結果では、身近な場所での介護予防事業の開催を望む人の割合が多かったことから、気軽に参加できる地域単位での介護予防事業の拡大を図ります。

また、心身状況や生活自立度が悪化あるいは改善した場合においても、切れ目なくスムーズに、介護予防の継続を行うことができるように、特定高齢者・一般高齢者介護予防事業の効果的な事業のあり方について、評価分析を行いながら、充実を図っていきます。

さらに、地域や民間事業者等の インフォーマル事業や、介護保険サービスとの連携充実を図り、市民への情報提供に努める等、介護予防に取り組む高齢者の拡大を目指します。

インフォ - マル…家族や近隣、地域社会、民間ボランティアなどによる支援活動
フォーマル(公的機関が法律などの制度に基づいて行う福祉や介護などのサービス)

4 . 地域全体で介護予防に取り組むための基盤整備

身近な場所での介護予防事業の展開には、地域住民等のマンパワーが重要となります。地域で様々な活動を実施しているボランティア団体、介護予防ボランティア等をはじめ、さらに新たな人材の発掘及びボランティア養成を目指していきます。

また、安心して住みなれた地域で過ごすことができるためには、地域で支えあいの輪を広げていくことが重要です。閉じこもり傾向や虚弱傾向にある高齢者を支え、見守ることができるように、元気な高齢者の積極的な参画を促すなど、地域全体で介護予防に取り組むための基盤整備を行っていきます。

(3) 各種事業の内容と今後の展開

特定高齢者把握事業

1. 特定高齢者の把握・フォロー事業	
サービスの内容	基本チェックリストによる生活機能チェック等（生活自立度等の確認）を行い、「特定高齢者」または「特に介護予防が必要な虚弱な状態にある高齢者」の把握を行います。 対象者には、保健師等による介護予防についての指導や、ケアマネジャーによる介護予防支援計画書の作成及びモニタリング等を実施します。
対象者	高齢者（要支援、要介護認定者を除く）
利用状況等	平成18年度 生活機能チェック実施者数 2,331人 特定高齢者候補者数 96人 特定高齢者決定者数 17人 平成19年度 生活機能チェック実施者数 2,248人 特定高齢者候補者数 634人 特定高齢者決定者数 634人 平成20年度 生活機能チェック実施者数 1,189人 特定高齢者候補者数 238人 特定高齢者決定者数 238人
今後の展開	対象者への個別郵送を行ったり、地域との情報提供の連携を深めるなど、特定高齢者の掘り起こしに努めます。また、より多くの高齢者が介護予防事業へ参加することができるよう、介護予防事業の情報提供等や特定高齢者候補者に対して個別訪問により、介護予防事業の案内を行うなどの事後フォローの充実を図ります。

2. 生活機能評価事業（介護予防健診）	
サービスの内容	生活機能が低下し要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防への効果的な取組につなげることを目的に、介護予防のための生活機能に関する評価を行います。
対象者	高齢者（要支援、要介護認定者を除く）
利用状況等	平成18年度 2,331人 平成19年度 2,248人 平成20年度 1,189人（H20.11月末） 20年度に生活機能検査実施要領が変更となった。
今後の展開	介護予防健診の受診率の向上のため、広報等を利用して市民の意識の向上に努めるとともに、医師会等の関係機関と連携を図りながら、リスクの高い高齢者が必ず受診できるよう個別の案内を行います。

通所型介護予防事業

1. 食生活改善事業	
サービスの内容	口腔機能及び栄養状態が低下している高齢者を対象に、歯科衛生士及び栄養士などによる講座を集中的に実施してその改善を図る機会を提供します。 事業実施後は、状態の改善に応じて、一般高齢者施策である「はつらつ高齢者育成事業」や「転倒予防教室」などを受け皿として、継続した支援が可能な支援体制を確立します。
対象者	特定高齢者のうち、特に口腔機能の低下又は低栄養傾向が認められる人
利用状況等	平成18年度 未実施 平成19年度 利用者数 (実)16人 (延)133人 平成20年度 利用者数 (実)17人 (延)143人 (見込み)
今後の展開	参加者が、学習したことを実践しその効果を実感できるよう実習を多く取り入れるなど教室の内容の充実を図りながら、引き続き事業を継続します。

2. 地域介護予防教室事業	
サービスの内容	市健康福祉総合センター「ふくとぴあ」の健康増進室で、一定期間を定め、運動機能の低下防止を目的に、要介護状態等になることを防ぐための講座を開催します。
対象者	特定高齢者のうち、運動機能の低下が認められる人
利用状況等	平成18年度 未実施 平成19年度 利用者数 (実)28人 (延)516人 平成20年度 利用者数 (実)11人 (延)209人 (H20.11月末)
今後の展開	教室終了後も、効果が継続するよう個別の身体状況に合わせて、自宅で実施できるような内容の指導に重点を置くとともに、参加者が集まりやすい施設で教室を実施することで、より多くの方が参加できる事業とします。

3. 転倒予防教室事業	
サービスの内容	加齢による転倒・骨折を予防し、要介護状態等への移行を防ぐための講座を、テーマごとに数回に分けて実施します。
対象者	一般高齢者
利用状況等	平成18年度 利用者数 (実)2人 (延)11人 平成19年度 利用者数 (実)94人 (延)263人 平成20年度 利用者数 (実)172人 (延)429人 (H20.10月末)
今後の展開	アンケートの結果、身近な場所で参加できる条件や環境の整備が求められており、市民が参加しやすい地域公民館での開催や、教室終了後も継続できるような内容と資料提供を行います。

4．はつらつ高齢者育成事業	
サービスの内容	閉じこもりがちでふれあいの少ない高齢者を対象に、主体的に社会参加し、はつらつとした生活がおくれるようにするために、介護予防施設で他者との交流を通じて心身機能の低下を予防します。
対象者	一般高齢者のうち、閉じこもりがちでふれあいのない、心身機能の低下が見られる虚弱な状態にある高齢者
利用状況等	平成18年度 利用者数 (実)778人 (延)3,376人 平成19年度 利用者数 (実)661人 (延)3,202人 平成20年度 利用者数 (実)660人 (延)3,503人 (見込み)
今後の展開	今後は、介護予防事業の拠点施設として、虚弱な状態にある高齢者に対する介護予防効果を測りながら事業の見直しを進めていきます。

訪問型介護予防事業

1．訪問指導事業	
サービスの内容	通所が困難な閉じこもりがちな高齢者を対象に、居宅での栄養改善、口腔ケア等の指導を行います。
対象者	特定高齢者のうち、閉じこもり等で通所型介護保険予防事業に参加が困難な人
利用状況等	平成18年度 利用者なし 平成19年度 利用者なし 平成20年度 5人 (見込み)
今後の展開	特定高齢者を対象に、個別訪問により介護予防事業への案内を行う際に、通所ができない高齢者を把握し、訪問指導事業で介護予防に取り組みよう支援していきます。事業実施後は、通所型介護予防事業への参加を促します。

2．ふれあい生活支援事業	
サービスの内容	閉じこもりがちな高齢者や日常生活に支障がある高齢者を対象に、他者との関わり、社会とのつながりを維持するため、軽易な日常生活の支援を(居室の掃除、調理、洗濯、整理整頓等を支援員と一緒に工夫しながら)行います。平成19年度から介護予防的視点を重視した制度運営に変更しています。
対象者	一般高齢者のうち、ひとり暮らし等で、日常生活に支障がある閉じこもりがちな虚弱な状態にある高齢者等
利用状況等	平成18年度 利用者数 (実)379人 利用時間(延)2,234時間 平成19年度 利用者数 (実)154人 利用時間(延)782時間 平成20年度 利用者数 (実)53人 利用時間(延)315時間 (見込み)
今後の展開	高齢者のニーズに応じて、自立した日常生活支援を目的に、引き続き事業を継続します。

介護予防普及啓発事業

1. 認知症介護教室事業	
サービスの内容	認知症予防や対応の知識の普及を図るための講座を、出前形式で行います。認知症高齢者の介護を行う家族のほか認知症に関心のある人も対象に、地域全体の意識の高揚を図ることも目的に事業を実施し、認知症に関する知識を深め、予防・対応に関する普及・啓発を行います。
対象者	高齢者を介護する家族や、認知症に関心を有する人
利用状況等	平成18年度 利用者数 (実) 54人 (延) 143人 平成19年度 利用者数 (実) 67人 (延) 180人 平成20年度 利用者数 (実) 57人 (延) 92人 (H20.10月末)
今後の展開	認知症予防のために、市民自らの予防意識の向上を図るとともに、早期発見、早期対応までを通じた専門的知識を有する関係者による研修を行います。

2. 健康教室事業	
サービスの内容	介護予防や健康に関する研修に講師を派遣します。
対象者	介護予防に関心をもつ団体・グループ等
利用状況等	平成18年度 15団体 平成19年度 30団体 平成20年度 23団体 (H20.10月末)
今後の展開	広く市民の介護予防の意識向上を図るため、開催場所については市内全域を対象に柔軟な対応ができる体制にします。

3. すまいるパワーアップ事業	
サービスの内容	加齢による筋力の衰えに伴う閉じこもりや、転倒事故による要介護化を予防するため、市健康福祉総合センター「ふくとびあ」の健康増進室の利用料を助成します。
対象者	高齢者(要支援・要介護認定者を除く)で、過去6か月以上介護保険料を滞納していない人
利用状況等	平成18年度 利用数 923人 平成19年度 利用数 968人 平成20年度 利用数 1,076人 (見込み)
今後の展開	介護予防教室などの受講終了者が、引き続き自主的な健康づくりができるよう支援をしていきます。

4．認知症サポーター育成事業（含キャラバンメイト養成講座）	
サービスの内容	<p>認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を一人でも多く増やして、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手でつくる「認知症サポーター100万人キャラバン事業」を基に、認知症サポーター養成講座を行います。</p> <p>指導者的役割を担う「キャラバンメイト」の連絡協議会を中心に、順次認知症サポーター養成講座の拡大を図ります。</p>
対象者	<p>一般高齢者</p> <p>ただし、キャラバンメイト養成講座については、全国キャラバンメイト連絡協議会事務局が定める資格基準該当者のみ</p>
利用状況等	平成20年度 サポーター養成数 282人（H20.10月末）
今後の展開	<p>認知症になっても、誰もが住み慣れた地域で家族や地域住民及び専門機関等の見守りや支援によって、安心して暮らし続けるために、地域で支えていく仕組みづくりや支援体制の整備につなげていきます。</p>

5．すっきり脳の健康教室事業	
サービスの内容	<p>認知症予防事業として、学習者同士の歓談や交流を楽しみながら、脳の機能の活性化を行うための簡単な「読み」「書き」「計算」等を行います。</p> <p>直接的な介護予防（認知症予防）に限定せず、学習支援スタッフや週一回の教室を通じて、異世代間交流・地域との関わり及び学習者同士のコミュニケーションを図ることを目的に行います。</p>
対象者	一般高齢者
利用状況等	<p>平成19年度 モデル事業を1地区で実施</p> <p>平成20年度 2地区で本格実施</p>
今後の展開	<p>将来的には、通いが可能な範囲で教室が開設され、地域で運営されることを目標に、順次、開催地区の拡大を図ります。</p>

6．認知症支援啓発事業	
サービスの内容	<p>前2事業の成果発表の場及び認知症サポーターとすっきり脳の健康教室学習支援スタッフの情報交換・交流的要素を取り入れるとともに、講演会の開催等により広く市民への認知症啓発を行います。</p>
対象者	市民
利用状況等	平成20年度 250人
今後の展開	<p>認知症に対する正しい理解を広げ、偏見のない認知症高齢者が住みやすい環境づくりのための啓発を推進します。</p>

地域介護予防活動支援事業

1. 地域住民ボランティアグループ支援事業	
サービスの内容	住民グループが主体的に行う、各地域での高齢者への介護予防・ふれあい活動や、安否確認のための訪問活動を支援します。
対象者	在宅の高齢者を対象に活動する地域住民ボランティアグループ等
利用状況等	平成18年度 延べ利用者数 1,708人 平成19年度 延べ利用者数 1,434人 平成20年度 延べ利用者数 1,320人 (見込み)
今後の展開	通所型・訪問型介護予防事業で改善が見られた高齢者は、当事業を受け皿に地域での自立生活支援を目指すという位置付けであり、さらなる充実に取り組みます。 また、「すっきり脳の健康教室」の将来の運営主体に対しては、本事業での支援対象とします。

2. 地域介護力強化事業(フォローアップ研修・介護家族支援研修)	
サービスの内容	地域での介護力の強化、介護知識・技術レベルの向上を図るための研修講座を行います。
対象者	地域でのボランティア活動を希望する人や、家庭介護のため介護技術習得を希望する人
利用状況等	平成18年度 利用者数 71人 平成19年度 利用者数 124人 平成20年度 利用者数 60人 (見込み)
今後の展開	市民を対象とした講座に加えて、在宅介護家族を対象とした実践的な内容の講座を開催するとともに、参加者相互の交流を図ります。

3. 介護予防・家族介護教室事業	
サービスの内容	高齢者自身の介護予防や、介護する家族等を対象に介護に関する理解や技能の習得、高齢者の自立生活の助長を支援し、在宅生活の向上を図るため、身体機能・口腔衛生及び食生活(栄養改善)に関する講義や実技等を行います。
対象者	高齢者を介護する家族や介護に関心がある人
利用状況等	平成18年度 利用者数 (実)27人 (延)115人 平成19年度 利用者数 (実)94人 (延)393人 平成20年度 利用者数 (実)43人 (延)90人 (H20.10月末)
今後の展開	講座の内容を、日常介護に役立つ技術の紹介も組み込んだ内容として充実していきます。

4 . 地域における健康づくり事業	
サービスの 内容	地域の公民館等でミニディサービスや語ろう会など介護予防を行う団体に対し、介護予防の知識を周知（講師派遣）し、その活動を支援します。
対 象 者	地域の公民館等で介護予防等を行う団体・グループ等
利用状況等	平成18年度 4 団体 平成19年度 4 団体 平成20年度 5 団体 （H20.10月末）
今後の展開	地域における健康づくりの輪が広がるよう、積極的な事業PRを行い、利用の促進を図ります。

4 高齢者福祉サービスの充実

20頁でかかげた3つの重点目標を踏まえ、既存サービスの継続実施とサービス内容の周知、提供体制の充実を図ります。

(1) 地域支援事業（任意事業）として実施するサービス

1. 住宅改修支援事業	
サービスの内容	高齢者向けの住宅改修に関する相談対応や助言を行い、介護保険の住宅改修の申請に必要な意見書を作成します。
対象者	在宅の要介護高齢者で、住宅改修支援が必要な人
利用状況等	平成18年度 利用件数 33件 平成19年度 利用件数 49件 平成20年度 利用件数 48件（見込み）
今後の展開	相談受付等対応窓口の充実を図ります。

要介護高齢者（介護保険の要支援・要介護の認定を受けた高齢者（65歳以上））

2. 配食サービス事業	
サービスの内容	調理が困難な状態のひとり暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた夕食（弁当）を週5回を限度に提供し、栄養状態の改善や保持を図り、あわせて安否の確認を行います。
対象者	ひとり暮らしの高齢者等で、身体的理由等により、食事の確保が困難で、外部からの見守りが必要な人
利用状況等	平成18年度 利用者実人数 1,825人 配食数 27,900食 平成19年度 利用者実人数 1,366人 配食数 21,049食 平成20年度 利用者実人数 1,593人 配食数 25,768食（見込み）
今後の展開	健康で元気な在宅生活を続けることができるように、引き続き事業を継続します。

3. さわやか衛生管理事業	
サービスの内容	寝たきり状態の改善・身体の清潔の保持（感染予防）、家族の介護負担軽減を図るための衛生管理を行います。あわせて、日常使用している寝具の洗濯、乾燥及び消毒を年2回を限度に行います。
対象者	在宅の要介護高齢者で、寝具の衛生管理が困難で、本事業による衛生面での改善が必要な人
利用状況等	平成18年度 利用者実人数 21人 平成19年度 利用者実人数 13人 平成20年度 利用者実人数 28人（見込み）
今後の展開	今後も事業を継続します。

4．介護用品給付サービス事業	
サービスの内容	要介護高齢者に対し、介護用品（紙おむつ・尿とりパッド等）を月に1度指定の業者が自宅へ配達します。
対象者	常時介護用品が必要な、在宅の要介護高齢者
利用状況等	平成18年度 利用者実人数 3,029人 平成19年度 利用者実人数 3,244人 平成20年度 利用者実人数 3,604人（見込み）
今後の展開	在宅介護家族の支援として、引き続き事業を継続します。

5．徘徊高齢者家族支援サービス事業	
サービスの内容	徘徊がある認知症高齢者を自宅で介護する家族等に、徘徊時の早期発見システムなどの情報を提供します。
対象者	徘徊の症状が見られる高齢者を介護している人
利用状況等	平成18年度 新規加入実績 1人 平成19年度 新規加入実績 0人 平成20年度 新規加入実績 0人（H20.10月末）
今後の展開	認知症高齢者の徘徊行動による所在不明になった場合の、早期発見、早期保護等、緊急時の支援体制として引き続き事業を継続します。

6．家族介護慰労事業	
サービスの内容	高齢者を介護している同居家族に対して慰労金を支給します。
対象者	要介護高齢者のうち、要介護4・5の認定者で、介護保険サービスを12か月間利用しなかった高齢者を、在宅で介護している一定の所得基準に該当する同居家族等
利用状況等	平成18～20年度の利用実績はなし
今後の展開	今後も事業を継続します。

7．成年後見制度利用支援事業	
サービスの内容	認知症等により、判断能力が衰えた高齢者の尊厳を守り、高齢者の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進、相談対応及び啓発を実施します。また、本人の申立が困難な高齢者に代わり、市長が審判の申立を行う等制度利用の支援を行います。
対象者	市民・身寄りがなく本人の申立が困難な高齢者
利用状況等	平成18～20年度の利用実績はなし
今後の展開	成年後見制度を広く周知し、円滑な制度活用のための環境を整えます。

8．地域あんしん支援事業	
サービスの 内容	高齢者やその家族が相談窓口に来られない場合などに、専門の相談員が訪問して相談に応じます。
対 象 者	ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯や、高齢者を介護する家族等
利用状況等	平成18年度 派遣件数 235件 平成19年度 派遣件数 255件 平成20年度 派遣件数 195件 (H20.10月末)
今後の展開	相談受付等対応窓口の充実を図ります。

9．生活管理指導短期宿泊事業	
サービスの 内容	短期間(1回7日以内、1年に4回が限度)、老人ホーム等の施設で、生活指導や生活リズムの調整を図ります。
対 象 者	家族が不在の時など、ひとりで生活することが困難な高齢者
利用状況等	平成18年度 利用件数 8回 平成19年度 利用件数 0回 平成20年度 利用件数 0回 (H20.10月末)
今後の展開	今後も事業を継続します。

(2) 一般事業として実施するサービス

1. 訪問理美容サービス事業	
サービスの内容	自宅でカットやブロー、襟そりのサービスを年6回を限度に行います。
対象者	在宅の要援護高齢者（要支援者除く）で、理・美容店に出向くことができない人
利用状況等	平成18年度 利用者数 37人 平成19年度 利用者数 33人 平成20年度 利用者数 16人（H20.10月末）
今後の展開	今後も事業を継続します。

2. 緊急通報システム事業	
サービスの内容	緊急通報装置、ペンダント型発信機等を設置し、緊急時の連絡手段を確保します。
対象者	ひとり暮らし等で、発作を伴う病歴等により緊急時の対応が困難な高齢者等
利用状況等	平成18年度 利用者数 209人 平成19年度 利用者数 187人 平成20年度 利用者数 174人（見込み）
今後の展開	地域見守りネットワークと連携した事業の充実を図ります。

3. 日常生活用具給付事業	
サービスの内容	火災の未然防止を図るため、台所に火災報知器や自動消火器、電磁調理器を設置します。 また、低所得・ひとり暮らしの高齢者には福祉電話を貸与します。
対象者	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし等の高齢者
利用状況等	平成18年度 利用者数 93人 平成19年度 利用者数 78人 平成20年度 利用者数 69人（H20.10月末）
今後の展開	在宅での安心安全な生活が続けられるよう、引き続き事業を継続します。

4．老人農園助成事業	
サービスの内容	高齢者の交流や生きがいづくり、健康保持（介護予防）など、福祉の増進を図るため、社会福祉協議会が行う老人農園の土地借上料を助成し、支援します。
利用状況等	平成18年度 農園数 4か所 平成19年度 農園数 4か所 平成20年度 農園数 4か所
今後の展開	今後も事業を継続します。

5．はり灸治療費補助金	
サービスの内容	高齢者の健康の保持増進のため、月5回を限度に、はり及び灸の施術に要する費用の一部を助成します。
対象者	本市に住所を有する高齢者
利用状況等	平成18年度 利用者数 1,210人 平成19年度 利用者数 1,253人 平成20年度 利用者数 1,371人（見込み）
今後の展開	今後も事業を継続します。

6．住宅改造費補助金交付事業	
サービスの内容	在宅の要援護高齢者に対し、バリアフリーなど高齢者に配慮した住宅改造に必要な工事費を助成します。 また、介護保険の住宅改修費が20万円を超えた場合の不足分及び対象者の自立した生活の支援に資するもので介護保険の対象とならない部分の工事費用を30万円を限度に補助します。
対象者	在宅の要援護高齢者で、段差解消等の住宅改造を必要とする人
利用状況等	平成18年度 申請件数 5件 平成19年度 申請件数 6件 平成20年度 申請件数 11件（H20.10月末）
今後の展開	今後も事業を継続します。

7. 敬老対策事業																
サービスの内容	<p>敬老祝金 高齢者の長寿を祝福し敬意を表して、喜寿77歳・米寿88歳・白寿99歳・100歳の節目ごとに敬老祝金を支給します。</p> <p>敬老扶助費 在宅生活の継続と、地域社会での交流や見守りの観点から、高齢者に対する行政区の取り組みに対しての助成を行います。</p>															
対象者	<p>敬老祝金 77歳・88歳・99歳・100歳の該当者</p> <p>敬老扶助費 70歳以上の該当者</p>															
利用状況等	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>敬老祝金</td> <td>786人</td> <td>敬老扶助費</td> <td>9,177人</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>敬老祝金</td> <td>767人</td> <td>敬老扶助費</td> <td>9,451人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>敬老祝金</td> <td>771人</td> <td>敬老扶助費</td> <td>9,685人</td> </tr> </tbody> </table>	平成18年度	敬老祝金	786人	敬老扶助費	9,177人	平成19年度	敬老祝金	767人	敬老扶助費	9,451人	平成20年度	敬老祝金	771人	敬老扶助費	9,685人
平成18年度	敬老祝金	786人	敬老扶助費	9,177人												
平成19年度	敬老祝金	767人	敬老扶助費	9,451人												
平成20年度	敬老祝金	771人	敬老扶助費	9,685人												
今後の展開	今後も事業を継続します。															

8. 老人クラブ助成事業										
サービスの内容	地域活動などを通して住み慣れた地域で元気に暮らすための活動事業費の一部を助成することによって、老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりのための活動やボランティア活動の推進を図ります。									
対象者	老人クラブ連合会及び単位クラブ									
利用状況等	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>単位クラブ数</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>単位クラブ数</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>単位クラブ数</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	平成18年度	単位クラブ数	56	平成19年度	単位クラブ数	51	平成20年度	単位クラブ数	50
平成18年度	単位クラブ数	56								
平成19年度	単位クラブ数	51								
平成20年度	単位クラブ数	50								
今後の展開	今後も事業を継続します。									

9. 老人福祉施設入所措置事業										
サービスの内容	老人福祉法第11条に基づき、養護老人ホームへの入所措置を行います。									
対象者	身体上・精神上・環境上・経済上の理由により居宅において養護が困難な高齢者									
利用状況等	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>入所者数</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>入所者数</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>入所者数</td> <td>13人 (H20.10月末)</td> </tr> </tbody> </table>	平成18年度	入所者数	19人	平成19年度	入所者数	14人	平成20年度	入所者数	13人 (H20.10月末)
平成18年度	入所者数	19人								
平成19年度	入所者数	14人								
平成20年度	入所者数	13人 (H20.10月末)								
今後の展開	今後も事業を継続します。									

10. 在宅介護支援センター運営事業	
サービスの内容	在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護や各種福祉サービスが総合的に受けられるように、サービス提供機関をはじめ関係機関と連絡調整を行い、在宅生活を支援します。
対象者	要介護高齢者及びその介護家族等
利用状況等	平成18年度 延べ相談件数 253件 平成19年度 延べ相談件数 313件 平成20年度 延べ相談件数 195件 (H20.10月末)
今後の展開	地域包括支援センターとの調整を図り、地域における総合相談及び見守り体制の充実を図ります。

5 新たな高齢者福祉サービス

前項までのサービスに加え、高齢者福祉サービスの充実のための新たな事業を実施します。

1．地域における総合相談事業（仮称）

事業の概要	介護予防サービス等の充実・向上を図るため、日常生活圏域ごとに総合相談窓口を開設し、地域の住民からの相談を集約した上で、地域包括支援センターにつなぐ役割を担う体制の整備を図ります。
-------	---

2．地域包括支援センター職員等研修事業（仮称）

事業の概要	介護予防事業等の適正かつ効率的な実施のため、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等に対し、研修を実施します。
-------	--

第4章 介護保険事業の展開

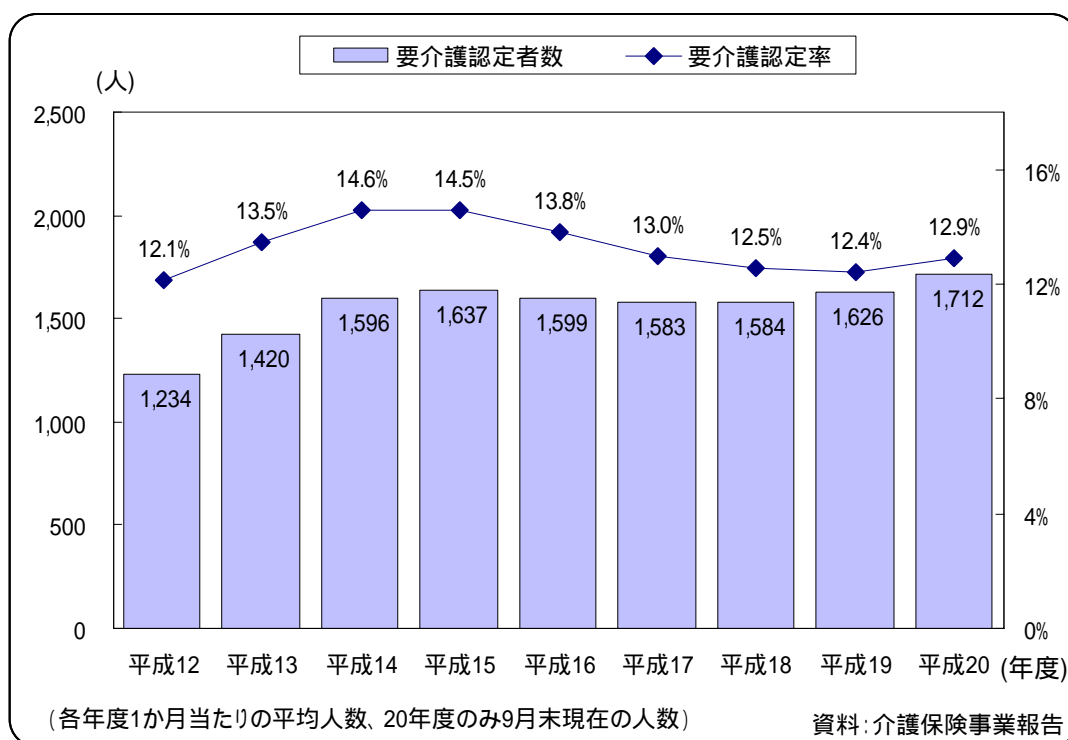
1 介護保険給付実績の推移

(1) 要介護認定者数と要介護認定率の推移

要介護認定者数は、平成15年度をピークにその後やや減少に転じ、平成17、18年度は横ばいでしたが、平成19年度からは再び増加傾向にあります。

また、要介護認定率も平成15年度以降、低下傾向にありましたが、平成20年度はやや上昇傾向に転じており、平成20年度9月末現在の要介護認定率は12.9%となっています。

要介護認定者数及び要介護認定率の推移

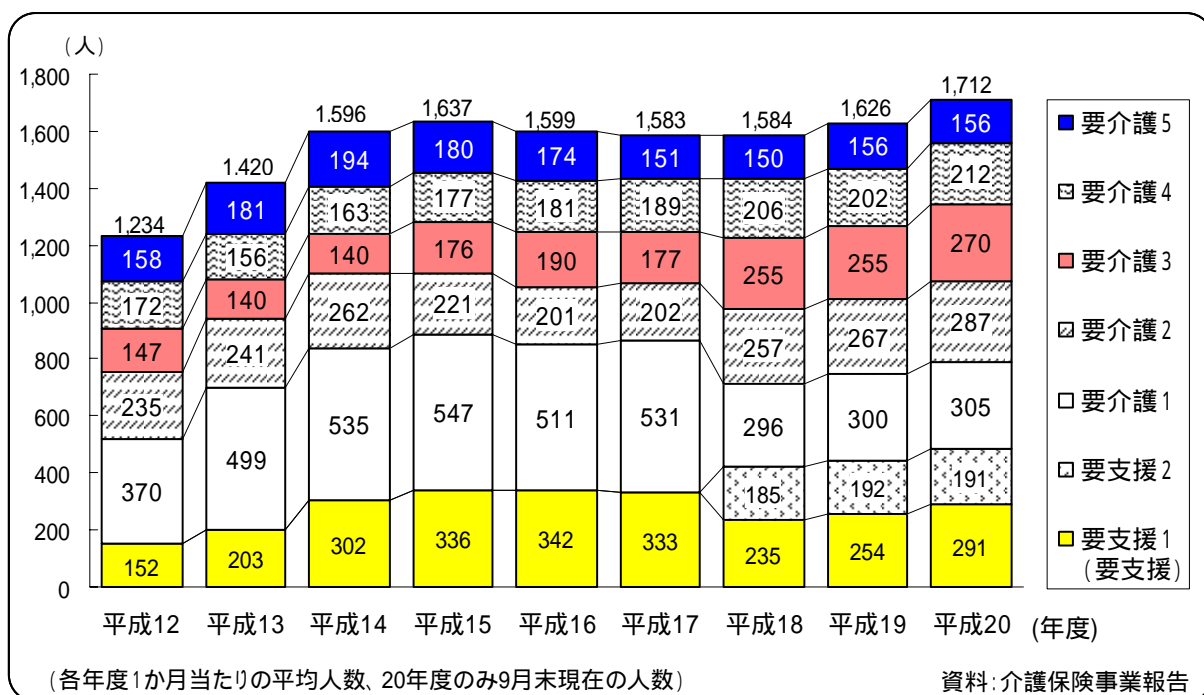


(2) 要介護度別認定者数の推移

平成18年度からの認定区分の見直しに伴い、従来の「要介護1」から「要支援2」への移行がかなり見られましたが、依然として、「要介護1」の割合が17.8%（平成20年9月末現在）と、最も高くなっています。

また、平成18年度以降、「要介護2」以上の占める割合が高くなっており、平成20年9月末現在で54.0%となっています。

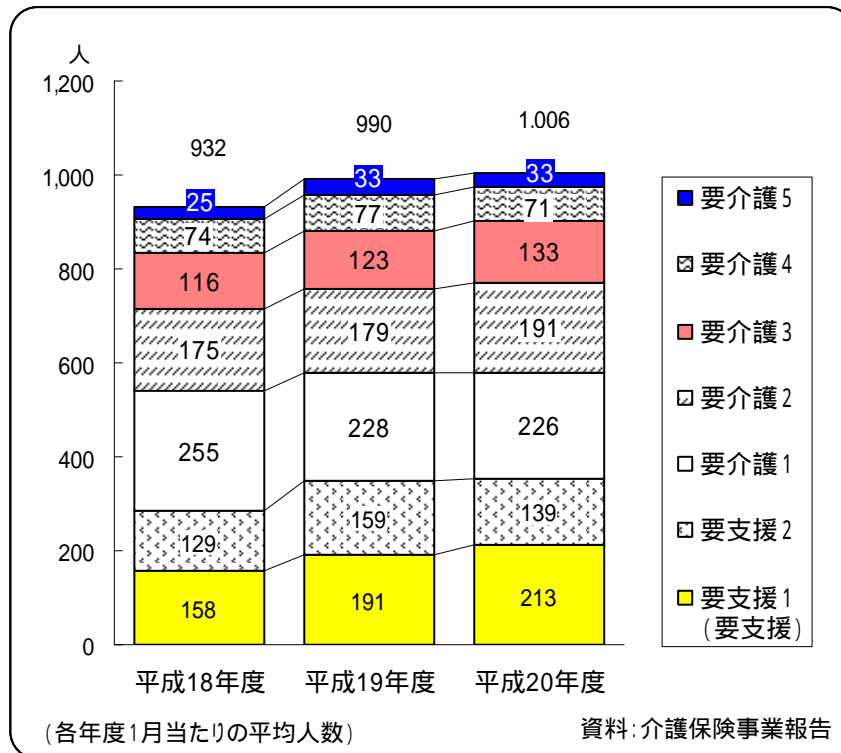
要介護度別認定者数の推移



(3) 居宅サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数は、平成18年度以降増加傾向にあります。要介護度別に見ると、特に要支援1の利用者数の伸びが大きく、要介護2、3についても年々着実な増加が見られます。

居宅サービス利用者数の推移



(4) 施設・居住系サービス利用者数の推移

第3期計画期間中に本市内及び近隣の施設整備が進まなかったこともあって、特定施設入居者生活介護(介護専用以外)を除く施設・居住系サービス利用者総数は、平成18年度以降横ばいとなっています。

国の参酌標準では、平成26年度までに、施設利用者数のうち要介護4、5の占める割合を70%以上に、要介護2～5の要介護者数に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合を37%以下にすることが求められていますが、本市ではそれぞれ58.4%、46.1%(いずれも平成20年度実績)となっています。

施設・居住系サービス利用者数の推移 (単位：人)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護老人福祉施設		104	94	98
要介護1	(要支援2)	0	0	0
	(要介護1)	8	5	7
要介護2		14	11	12
要介護3		21	29	29
要介護4		30	23	26
要介護5		31	26	24
介護老人保健施設		122	128	129
要介護1	(要支援2)	0	1	1
	(要介護1)	23	17	16
要介護2		18	24	27
要介護3		34	42	45
要介護4		36	36	28
要介護5		11	8	12
介護療養型医療施設		171	167	165
要介護1	(要支援2)	0	0	0
	(要介護1)	4	2	1
要介護2		5	4	3
要介護3		22	24	22
要介護4		59	59	61
要介護5		81	78	78
施設利用者数計		397	389	392
うち要介護4・5の人数 (施設利用者に対する割合)		248 62.5%	230 59.1%	229 58.4%

施設・居住系サービス利用者数の推移（つづき）

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
認知症対応型共同生活介護		36	36	37
要介護1	(要支援2)	0	0	0
	(要介護1)	14	13	12
要介護2		11	12	14
要介護3		8	7	7
要介護4		3	3	2
要介護5		0	1	2
特定施設入居者生活介護 (介護専用)		0	0	0
要介護1	(要支援2)			
	(要介護1)	0	0	0
要介護2		0	0	0
要介護3		0	0	0
要介護4		0	0	0
要介護5		0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護		2	2	1
要介護1	(要支援2)			
	(要介護1)	1	1	1
要介護2		0	0	0
要介護3		1	0	0
要介護4		0	1	0
要介護5		0	0	0
介護専用居住系サービス利用者数計		38	38	38
施設・介護専用居住系サービス利用者数		435	427	430
要介護2～5の要介護者数		868	909	932
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合		50.1%	47.0%	46.1%
特定施設入居者生活介護 (介護専用以外)		75	100	106
要支援1		9	13	16
要介護1	(要支援2)	6	7	6
	(要介護1)	22	35	35
要介護2		13	15	18
要介護3		15	13	13
要介護4		8	11	11
要介護5		2	6	7
居住系サービス利用者数計		113	138	144
施設・居住系サービス総利用者数		510	527	536

(各年度1か月当たりの平均人数)

資料：介護保険事業報告

(5) 介護保険給付費の実績

平成18年度以降の給付実績(20年度は見込み)は以下のとおりです。

介護保険給付費実績

居宅サービス・施設サービス等

(単位:円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)居宅サービス	855,290,206	853,199,768	913,906,719
訪問介護	118,003,706	91,975,051	86,579,790
訪問入浴介護	7,972,988	6,985,202	5,666,760
訪問看護	36,402,091	19,922,818	21,994,173
訪問リハビリテーション	7,978,590	14,828,184	15,422,940
居宅療養管理指導	6,313,140	7,698,780	8,670,390
通所介護	266,083,995	274,338,212	303,301,128
通所リハビリテーション	191,291,185	183,305,061	195,724,404
短期入所生活介護	55,137,635	53,216,962	60,948,663
短期入所療養介護	6,655,531	7,058,629	7,141,905
特定施設入居者生活介護	117,466,630	159,753,885	170,070,189
福祉用具貸与	38,784,789	31,443,300	34,884,999
特定福祉用具販売	3,199,926	2,673,684	3,501,378
(2)地域密着型サービス	102,560,661	114,211,624	130,595,952
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	10,228,608	27,094,797
認知症対応型共同生活介護	98,830,665	100,595,830	101,659,809
地域密着型特定施設入居者生活介護	3,729,996	3,387,186	1,841,346
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
(3)住宅改修	11,686,753	7,590,307	11,377,347
(4)居宅介護支援	87,148,942	73,207,222	74,671,491
(5)施設サービス	1,375,557,547	1,366,341,772	1,356,310,350
介護老人福祉施設	279,311,571	254,403,797	258,778,434
介護老人保健施設	359,650,721	380,008,458	379,524,291
介護療養型医療施設	736,595,255	731,929,517	718,007,625
介護給付費計()	2,432,244,109	2,414,550,693	2,486,861,859

介護保険給付費実績（つづき）

（単位：円）

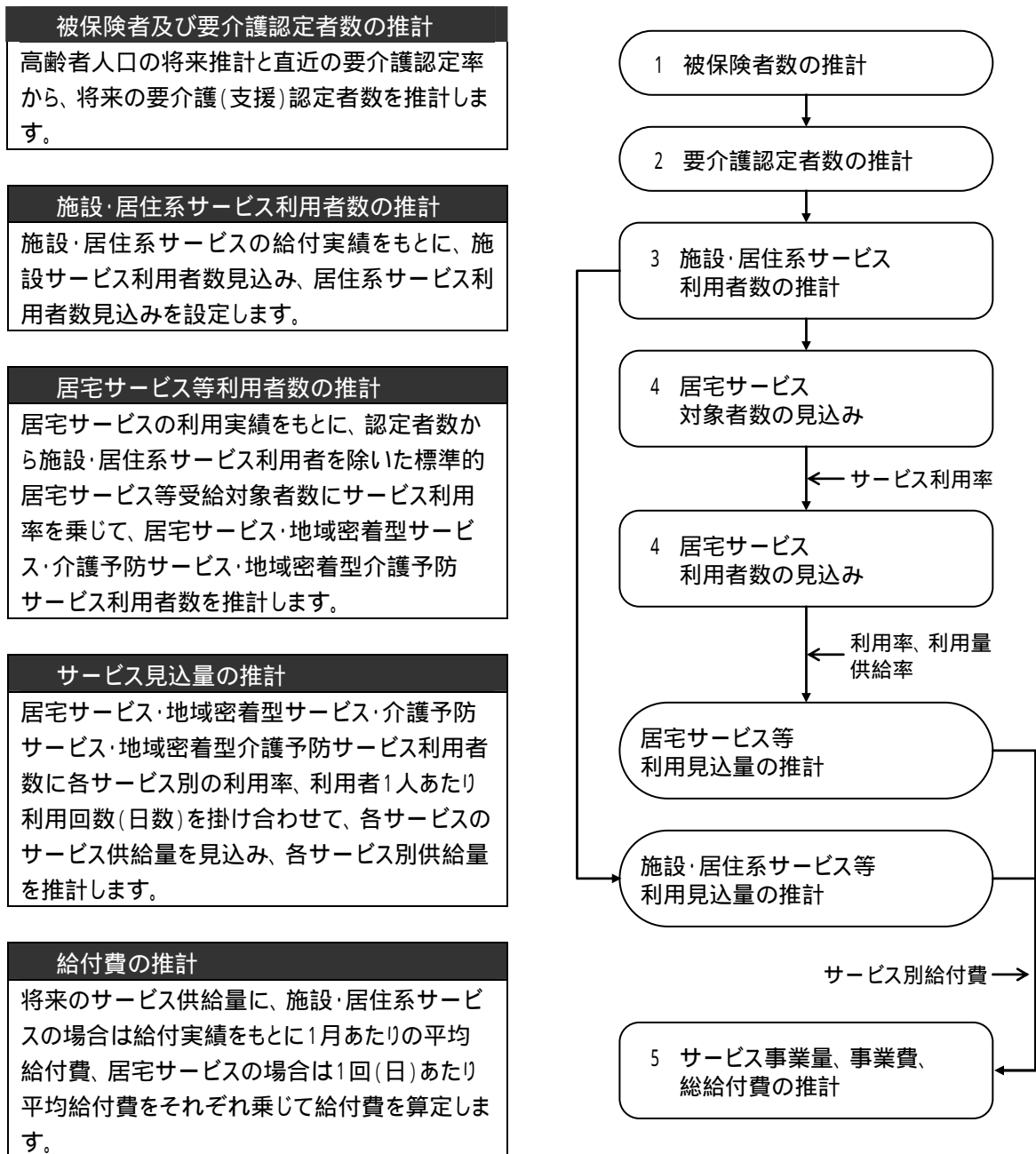
介護予防サービス等		平成18年度	平成19年度	平成20年度
区	分			
(1)介護予防サービス		88,725,397	147,059,673	141,391,110
	介護予防訪問介護	16,278,072	22,251,558	20,986,572
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	3,253,068	3,943,584	2,586,681
	介護予防訪問リハビリテーション	2,251,080	4,817,808	2,857,950
	介護予防居宅療養管理指導	304,830	375,930	532,980
	介護予防通所介護	22,912,971	45,286,920	48,231,612
	介護予防通所リハビリテーション	22,926,924	40,430,142	38,833,641
	介護予防短期入所生活介護	1,282,878	2,713,356	1,378,917
	介護予防短期入所療養介護	118,915	429,876	139,860
	介護予防特定施設入居者生活介護	14,959,827	19,974,572	18,627,450
	介護予防福祉用具貸与	3,704,805	5,103,720	5,495,310
	特定介護予防福祉用具販売	732,027	1,732,207	1,720,137
(2)地域密着型介護予防サービス		0	493,290	1,340,820
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	493,290	1,340,820
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防住宅改修		5,208,649	8,234,520	8,205,468
(4)介護予防支援		9,879,194	15,504,000	15,622,998
予防給付費計()		103,813,240	171,291,483	166,560,396
総合計(+)		2,536,057,349	2,585,842,176	2,653,422,255

2 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み

(1) 介護保険事業量・給付費の推計手順

平成19年度の要支援・要介護認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、平成21年度から平成23年度における各サービスの見込量や給付費を推計しました。

推計の大まかな流れは以下のとおりです。



(2) 被保険者数の推計

市総合計画の人口推計結果及び住民基本台帳の人口データを基に、平成21年度以降の被保険者数（各年度10月1日現在）を推計しました。

結果は以下のとおりで、第1号被保険者数は増加傾向が続きますが、第2号被保険者数は減少していく見込みです。

表1 被保険者数の推計

(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	12,718	13,201	13,604	14,006	14,406	14,809	15,232	15,682
65～69歳	3,755	3,845	3,937	4,029	4,120	4,212	4,328	4,468
70～74歳	2,972	3,080	3,188	3,296	3,404	3,512	3,608	3,696
75～79歳	2,673	2,683	2,691	2,698	2,705	2,713	2,764	2,858
80～84歳	1,804	1,926	2,007	2,088	2,168	2,249	2,292	2,298
85歳以上	1,514	1,667	1,781	1,895	2,009	2,123	2,240	2,362
第2号被保険者 (40～64歳)	19,812	19,579	19,403	19,227	19,047	18,871	18,638	18,350
合計	32,530	32,780	33,007	33,233	33,453	33,680	33,870	34,032

(3) 要介護認定者数の推計

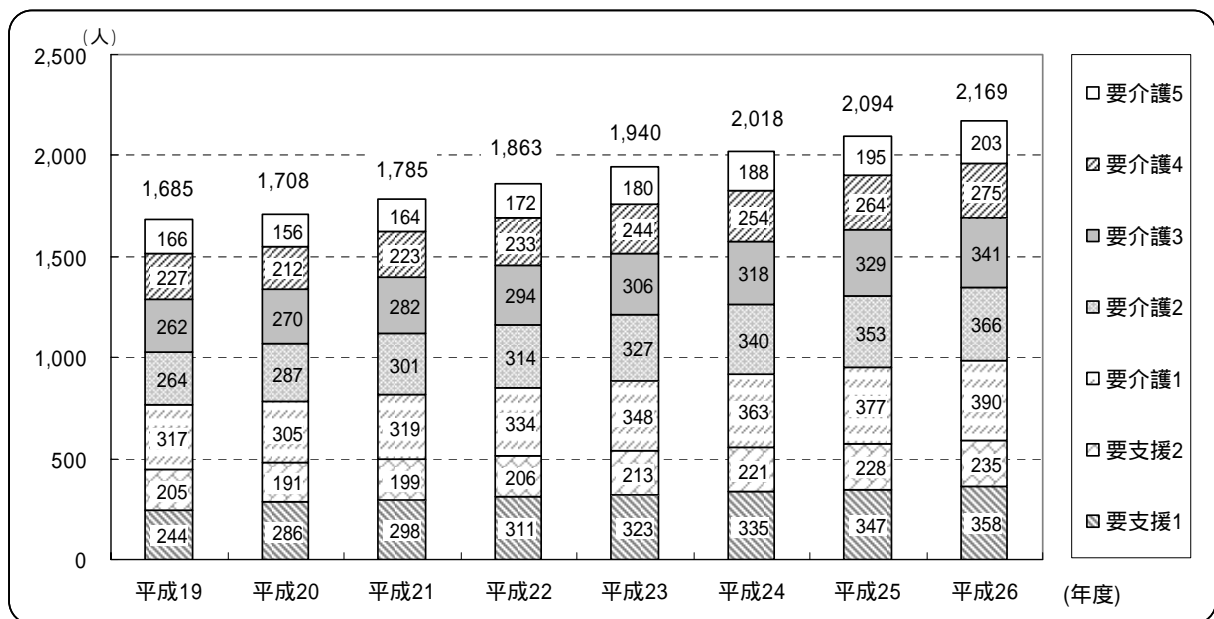
要介護認定者数を、平成19年度と20年度上半期の実績（年齢階層別・要介護度別の出現率）に基づき推計しました。平成19年の1,685人から平成26年の2,169人まで、7年間で484人の増加（28.7%増）が見込まれます。

表2 要介護認定者数の推計

(単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	244	286	298	311	323	335	347	358
要支援2	205	191	199	206	213	221	228	235
要介護1	317	305	319	334	348	363	377	390
要介護2	264	287	301	314	327	340	353	366
要介護3	262	270	282	294	306	318	329	341
要介護4	227	212	223	233	244	254	264	275
要介護5	166	156	164	172	180	188	195	203
合計	1,685	1,708	1,785	1,863	1,940	2,018	2,094	2,169

端数処理(四捨五入)の関係で、合計数は要介護度区分の内訳の総和と一致するとは限らない。



(4) 施設・居住系サービス利用者数の推計

平成20年度の出現率に基づき、計画期間中の施設・居住系サービス利用者数を推計しました。

その結果、平成23年度には、施設利用者数のうち要介護4、5の占める割合は60.8%、要介護2～5の要介護者数に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合は40.7%となる見込みです。

表3 施設・居住系サービス利用者数の推計 (単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	96	95	96	96	96
要介護1	5	7	7	6	5
要介護2	11	11	11	10	10
要介護3	29	27	27	27	27
要介護4	24	26	27	27	27
要介護5	27	24	24	26	27
介護老人保健施設	129	125	126	129	130
要介護1	17	16	16	16	16
要介護2	24	26	26	26	26
要介護3	42	45	45	45	45
要介護4	37	27	28	30	30
要介護5	9	11	11	12	13
介護療養型医療施設	171	162	164	164	164
要介護1	2	2	2	2	2
要介護2	5	1	1	1	1
要介護3	25	21	21	21	21
要介護4	60	64	64	64	64
要介護5	79	74	76	76	76
施設利用者数計	396	382	386	389	390
うち要介護4・5の人数 (施設利用者に対する割合)	236 59.6%	226 59.2%	230 59.6%	235 60.4%	237 60.8%

表3 施設・居住系サービス利用者数の推計(つづき)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型共同生活介護	38	38	38	38	38
要介護1	13	13	13	13	13
要介護2	13	13	13	13	13
要介護3	7	7	7	7	7
要介護4	3	3	3	3	3
要介護5	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護 (介護専用)	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0
介護専用居住系サービス利用者数計	40	40	40	40	40
施設・介護専用居住系サービス 利用者数	436	422	426	429	430
要介護2～5の要介護者数	919	925	970	1,013	1,057
要介護2～5に対する施設・介護専用 居住系サービスの利用者の割合	47.4%	45.6%	43.9%	42.3%	40.7%
(介護予防)特定施設入居者生活介護 (介護専用以外)	103	103	103	103	103
要支援1	14	14	14	14	14
要支援2	8	8	8	8	8
要介護1	35	35	35	35	35
要介護2	15	15	15	15	15
要介護3	13	13	13	13	13
要介護4	11	11	11	11	11
要介護5	7	7	7	7	7
居住系サービス利用者数計	143	143	143	143	143
施設・居住系サービス総利用者数	539	525	529	532	533

(5) 居宅サービス対象者数・居宅サービス利用者数の推計

(3)の要介護認定者数から(4)の施設・居住系サービス利用者数を控除し、居宅サービス対象者数を推計しました(表4)。

また、居宅サービス対象者数を前提に、平成19年度の実績(要介護度別のサービス利用率)に基づき居宅サービス利用者数を推計しました(表5)。

表4 居宅サービス対象者数の推計 (単位:人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	229	272	283	297	309
要支援2	196	182	189	198	205
要介護1	245	231	245	261	276
要介護2	198	221	235	249	262
要介護3	147	157	169	181	193
要介護4	94	80	89	97	108
要介護5	45	38	44	49	55
合 計	1,154	1,182	1,253	1,331	1,407

端数処理(四捨五入)の関係で、合計数は要介護度区分の内訳の総和と一致するとは限らない。

表5 居宅サービス利用者数の推計 (単位:人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	166	216	225	236	245
要支援2	152	139	144	151	157
要介護1	193	226	240	255	270
要介護2	156	194	206	219	230
要介護3	111	136	147	157	168
要介護4	64	72	79	87	96
要介護5	24	34	40	44	50
合 計	866	1,018	1,081	1,149	1,216

端数処理(四捨五入)の関係で、合計数は要介護度区分の内訳の総和と一致するとは限らない。

(6) 居宅サービス利用見込み量の推計

(5)の居宅サービス利用者数を前提に、平成19年度の給付実績に基づき、サービス毎の利用者数や利用見込み回数等を推計しました。

表6 居宅介護サービス利用見込み量の推計

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	回	68,351	73,319	78,542
訪問入浴介護	回	846	929	1,025
訪問看護	回	8,662	9,421	10,282
訪問リハビリテーション	日	1,408	1,534	1,675
居宅療養管理指導	人	454	483	511
通所介護	回	52,809	56,490	60,276
通所リハビリテーション	回	50,968	54,525	58,181
短期入所生活介護	日	25,861	27,928	30,191
短期入所療養介護	日	310	331	350
特定施設入居者生活介護	人	972	972	972
福祉用具貸与	人	3,435	3,704	3,996
特定福祉用具販売	人	250	266	282
(2)地域密着型サービス				
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0
認知症対応型通所介護	回	612	1,236	2,460
小規模多機能型居宅介護	人	312	360	408
認知症対応型共同生活介護	人	456	456	456
地域密着型特定施設入所者生活介護	人	24	24	24
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	0	0	0
(3)住宅改修				
	人	191	203	215
(4)居宅介護支援				
	人	8,542	9,143	9,764

表7 居宅予防サービス利用見込み量の推計

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人	1,523	1,596	1,659
介護予防訪問入浴介護	回	0	0	0
介護予防訪問看護	回	419	439	455
介護予防訪問リハビリテーション	日	60	63	65
介護予防居宅療養管理指導	人	100	106	112
介護予防通所介護	人	1,688	1,768	1,838
介護予防通所リハビリテーション	人	1,334	1,398	1,453
介護予防短期入所生活介護	日	421	441	458
介護予防短期入所療養介護	日	6	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	人	264	264	264
介護予防福祉用具貸与	人	988	1,035	1,076
特定介護予防福祉用具販売	人	161	171	181
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	48	60	72
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0
(3)介護予防住宅改修				
	人	176	187	198
(4)介護予防支援				
	人	4,433	4,644	4,828

(7) サービス給付費見込みの算定

(4)及び(6)で推計したサービス事業量に、平均実績単価と平成21年度からの介護報酬改定による増加見込み割合を乗じてサービス給付費の見込額を算定しました。

表8 介護サービス給付費見込みの算定 (単位:千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅サービス	1,093,595	1,162,526	1,235,503
訪問介護	125,497	135,314	145,992
訪問入浴介護	10,358	11,417	12,642
訪問看護	28,350	30,864	33,742
訪問リハビリテーション	20,322	21,972	23,805
居宅療養管理指導	2,749	2,922	3,092
通所介護	366,755	392,744	419,715
通所リハビリテーション	244,684	261,819	279,427
短期入所生活介護	71,953	77,826	84,406
短期入所療養介護	8,810	9,512	10,125
特定施設入居者生活介護	164,227	164,227	164,227
福祉用具貸与	43,402	47,014	51,031
特定福祉用具販売	6,487	6,895	7,298
(2)地域密着型サービス	158,265	171,328	190,490
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	6,098	12,196	24,393
小規模多機能型居宅介護	45,272	52,237	59,202
認知症対応型共同生活介護	103,413	103,413	103,413
地域密着型特定施設入居者生活介護	3,482	3,482	3,482
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
(3)住宅改修	18,611	19,781	20,935
(4)居宅介護支援	98,015	105,046	112,379
(5)施設サービス	1,375,485	1,380,979	1,384,963
介護老人福祉施設	260,372	261,566	262,308
介護老人保健施設	385,911	390,210	393,452
介護療養型医療施設	729,203	729,203	729,203
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	0
介護給付費計()	2,743,971	2,839,661	2,944,269

端数処理(四捨五入)の関係で、それぞれの合計は内訳の総和と一致するとは限らない。

表9 介護予防サービス給付費見込みの算定

(単位:千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	163,534	170,434	176,315
介護予防訪問介護	26,384	27,635	28,720
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,265	4,468	4,631
介護予防訪問リハビリテーション	2,576	2,705	2,791
介護予防居宅療養管理指導	894	950	1,006
介護予防通所介護	50,784	53,212	55,282
介護予防通所リハビリテーション	45,124	47,304	49,134
介護予防短期入所生活介護	3,040	3,184	3,307
介護予防短期入所療養介護	382	382	382
介護予防特定施設入居者生活介護	20,534	20,534	20,534
介護予防福祉用具貸与	6,014	6,299	6,550
特定介護予防福祉用具販売	3,537	3,760	3,979
(2)地域密着型介護予防サービス	1,853	2,316	2,779
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,853	2,316	2,779
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防住宅改修	19,078	20,279	21,461
(4)介護予防支援	18,520	19,401	20,170
予防給付費計()	202,985	212,429	220,725

端数処理(四捨五入)の関係で、それぞれの合計は内訳の総和と一致するとは限らない。

(8) 標準給付費及び地域支援事業費見込みの算定

(7) で算定したサービス給付費を基に、平成21年度から23年度までの標準給付費と地域支援事業費の見込みを算定しました。3年間の標準給付費見込額は約96億2,000万円、地域支援事業費見込額は約2億8,800万円です。

表10 標準給付費及び地域支援事業費見込みの算定

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費(介護給付費 + 予防給付費)	2,946,956	3,052,090	3,164,994	9,164,040
特定入所者介護サービス費等給付額	75,180	78,620	82,060	235,861
高額介護サービス費等給付額	67,293	70,372	73,451	211,116
算定対象審査支払手数料	2,867	3,022	3,174	9,062
審査支払手数料支払件数	38,224	40,290	42,314	120,828
標準給付費見込額(A)	3,092,295	3,204,104	3,323,679	9,620,078
地域支援事業費(B)	92,683	96,032	99,615	288,330
(参考)保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

(9) 第1号被保険者保険料の収納必要額の算定

(8) の標準給付費及び地域支援事業費を前提に、第1号被保険者の保険料収納必要額を算定すると、約20億6,000万円となります。

表11 第1号被保険者保険料の算定

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
第1号被保険者数	13,604人	14,006人	14,406人	42,016人
前期(65～74歳)	7,125人	7,325人	7,524人	21,974人
後期(75歳～)	6,479人	6,681人	6,882人	20,042人
所得段階別加入割合				
第1段階	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
第2段階	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%
第3段階	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%
第4段階	34.9%	34.9%	34.9%	34.9%
第5段階	24.3%	24.4%	24.4%	24.4%
第6段階	16.3%	16.3%	16.3%	16.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階(基準額に対する割合=0.50)	220人	227人	233人	680人
第2段階(基準額に対する割合=0.50)	1,911人	1,967人	2,023人	5,901人
第3段階(基準額に対する割合=0.75)	1,187人	1,222人	1,257人	3,666人
第4段階(基準額に対する割合=1.00)	4,751人	4,891人	5,031人	14,673人
第5段階(基準額に対する割合=1.25)	3,312人	3,410人	3,508人	10,230人
第6段階(基準額に対する割合=1.50)	2,223人	2,289人	2,354人	6,866人
合計	13,604人	14,006人	14,406人	42,016人
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	14,181人	14,601人	15,018人	43,800人
保険料の弾力化をした場合(次ページ参照)の所得段階別加入割合補正後被保険者数(D)	13,789人	14,197人	14,603人	42,589人
標準給付費見込額(A)	3,092,295千円	3,204,104千円	3,323,679千円	9,620,078千円
地域支援事業費見込額(B)	92,683千円	96,032千円	99,615千円	288,330千円
第1号被保険者負担分相当額(E = (A + B) × 20%)	636,996千円	660,027千円	684,659千円	1,981,682千円
調整交付金相当額(F = A × 5.0%)	154,615千円	160,205千円	166,184千円	481,004千円
調整交付金見込交付割合(I = 25% - (20% × G × H))	4.19%	4.19%	4.19%	
後期高齢者加入割合補正係数(G)	1.0026	1.0026	1.0026	
所得段階別加入割合補正係数(H)	1.0378	1.0378	1.0380	
調整交付金見込額(J = A × I)	129,567千円	134,252千円	139,262千円	403,081千円
財政安定化基金拠出金見込額(K = (A + B) × 0.0%)				0円
財政安定化基金拠出率		0.0%		
財政安定化基金償還金(L)	0円	0円	0円	0円
保険料収納必要額(M = E + F - J + K + L)				2,059,605千円

(10) 介護保険料の弾力化に伴う所得段階別負担割合

本市では、第3期計画において、従来6段階であった介護保険料所得段階を7段階に拡大し、より負担能力に応じた多段階設定を行っていました。

第4期においては、国の税制改正に伴う激変緩和措置が廃止されますが、引き続き収入など一定の基準を満たす方に対し負担の軽減を図るため、新たに第4段階を2分し、「公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円」の方の基準額に対する割合を0.85に引き下げる特例措置を設けます。

表12 介護保険料所得段階と保険料基準額に対する割合

第3期(平成18年度～平成20年度)		第4期(平成21年度～平成23年度)	
介護保険料所得段階	比率	介護保険料所得段階	比率
【第1段階】	0.45	【第1段階】 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の者	0.45
【第2段階】	0.45	【第2段階】 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.45
【第3段階】	0.70	【第3段階】 世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない者	0.70
【第4段階】	1.00	【第4段階】 本人が住民税非課税で、世帯の誰か(配偶者など)が住民税課税の者	
【第5段階】	1.28	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.85
【第6段階】	1.55	上記を除く者	1.00
【第7段階】	1.61	【第5段階】 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の者	1.28
		【第6段階】 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	1.55
		【第7段階】 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の者	1.61

(11) 介護保険料負担の軽減

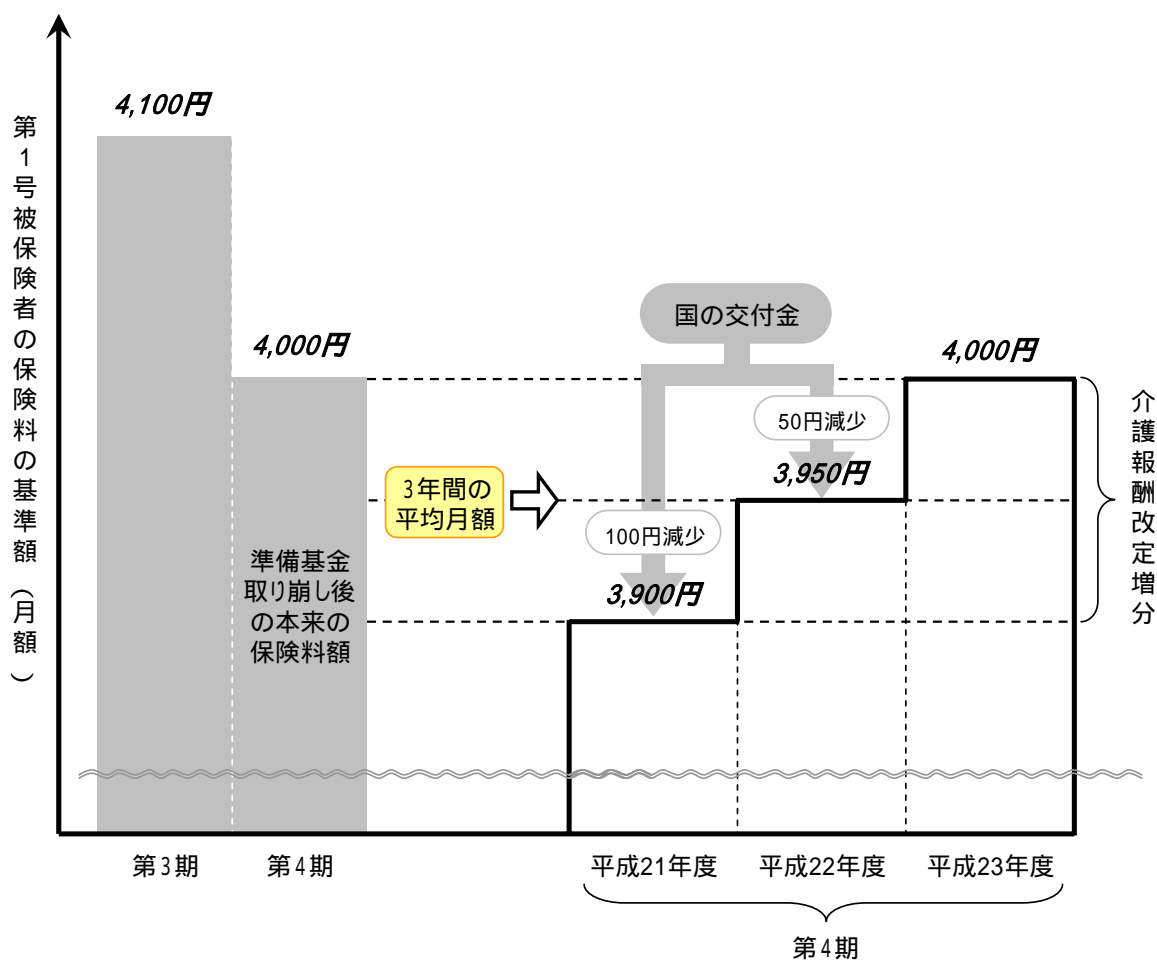
本市では、第3期までに積み立てた介護給付費準備基金の一部を取り崩し、第1号被保険者の保険料負担の軽減を図ります。

また、平成21年度の介護報酬改定により、第1号被保険者の保険料の基準額は月額100円程度上昇することが見込まれますが、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付され、平成21年度は介護報酬改定による保険料の増加分の全額が、平成22年度はその半額がそれぞれ軽減されます。本市では、この交付金を計画期間3年間均等に繰り入れ、保険料額の平準化を行います。

以上の結果、第4期における3年間の平均保険料基準月額は3,950円（本来の保険料額は4,000円）となります。

市の条例では、保険料は年額で定めますので、10円未満は切り捨てます。

臨時特例交付金による保険料負担軽減のイメージ



3 介護保険サービスの基盤整備

前計画では、高齢者にとって身近な地域の中で必要なサービスが完結するように基盤整備を進めていくとの考え方に立ち、中学校区を基にした3つの日常生活圏域を設定するとともに、平成19年度中にそれぞれの圏域に小規模多機能型居宅介護事業所を1か所ずつ配置する目標を定めました。

本市では、前計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所の公募と指定を進め、整備時期に若干のずれはあったものの、平成18年度には福間中学校区、19年度には津屋崎中学校区、20年度には福間東中学校区に、それぞれ1か所ずつ小規模多機能型居宅介護事業所を整備することができました。これにより、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための環境整備が一步前進したこととなりますが、今後もサービスニーズを検証しながら、必要に応じた基盤整備を段階的に進める必要があります。

本計画期間においては、重点目標にも掲げた「認知症高齢者対策の推進」という観点から「認知症対応型通所介護」の基盤整備を目指し、平成23年度までに全市で20人程度の受け入れが可能となるよう、段階的な事業所の公募と指定を図ります。

地域密着型サービス（居住系サービス以外）の整備量

サービス名	日常生活圏域	平成20年度末		平成21～23年度 整備数(人分)	平成23年度末 整備目標量(人分)
		事業所数(か所)	定員数(人)		
夜間対応型 訪問介護	福間中学校区	0	0	0	0
	福間東中学校区	0	0	0	0
	津屋崎中学校区	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	福間中学校区	0	0	20	20
	福間東中学校区				
	津屋崎中学校区				
小規模多機能型 居宅介護	福間中学校区	1	25	0	25
	福間東中学校区	1	25	0	25
	津屋崎中学校区	1	25	0	25

なお、本計画期間中の地域密着型居住系サービスの整備は行わないため、同サービスの定員数等は以下のとおりとなります。

地域密着型居住系サービスの定員数等

日常生活圏域名	サービス名	平成20年度末		平成21～23年度 整備数(床)	平成23年度末 整備目標量(床)
		施設数(か所)	定員数(床)		
福間中学校区	地域密着型(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0
福間東中学校区	地域密着型(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2	27	0	27
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0
津屋崎中学校区	地域密着型(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1	18	0	18
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0

4 地域支援事業の充実

平成 18 年度からの制度変更により、要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から地域支援事業が導入されました。地域支援事業は「介護予防事業」（前掲 p29～35 参照）と、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント事業など、地域包括支援センターで行われる「包括的支援事業」、及び家族介護支援事業や成年後見制度利用支援事業といった「任意事業」（前掲 p36～38 参照）の 3 事業から構成されています。

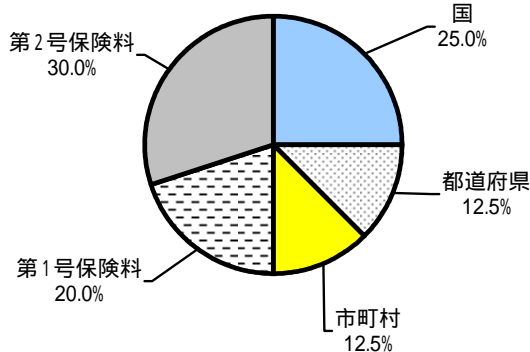
本市では、政令で定められた上限である介護保険給付費の 3 % を地域支援事業費に当て、地域包括支援センターをはじめとする関係機関等との連携を図りながら、効果的な事業の実施と充実に努めます。

主な事業の概要

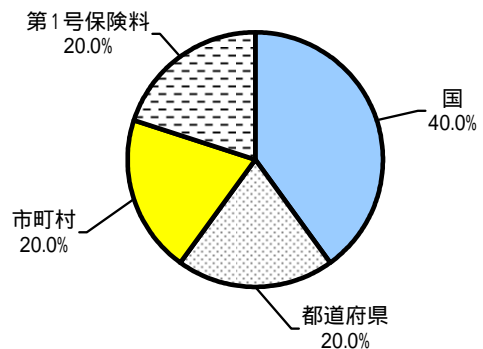
介護予防事業	地域の高齢者のうち要支援・要介護になるおそれの高い方を対象に行う、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり、認知症、うつ予防・支援を目的とした事業（特定高齢者施策） 広く一般高齢者を対象とする介護予防普及啓発事業や地域の介護予防活動を支援する事業（一般高齢者施策）
包括的支援事業	総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント事業 介護予防ケアマネジメント事業
任意事業	家族介護支援事業 成年後見制度利用支援事業 など

事業費の負担割合

介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



福津市保健福祉審議会委員名簿

（順不同、敬称略）

区 分	団 体 名	氏 名
医療機関	宗像医師会	小 島 羊 一
	宗像歯科医師会	須ノ内 茂 子
	宗像薬剤師会	井 上 芳 光
サービス提供機関	介護老人保健施設	原 嘉 伸
	介護老人福祉施設	高 山 和 子
福祉関係	社会福祉協議会	力 丸 司 郎
	身体障害者福祉協会	秦 利 喜
	シニアクラブ連合会	岩 井 春 水
	サンキュウの会	秦 真智子
被保険者・住民代表	区長会	竜 口 信 也
	区長会	沼 田 勝 記
	在宅介護者の会	石 田 信 子
	被保険者代表（公募）	井 上 惣一郎
	被保険者代表（公募）	山 本 タツエ
	被保険者代表（公募）	吉 田 典 子
識見を有する者		柴 口 里 則

福津市まちづくり計画
第 5 期高齢者福祉計画・第 4 期介護保険事業計画

平成 21 年 3 月

発 行 福岡県福津市
企画・編集 福津市健康福祉部高齢者サービス課

〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号
TEL (0940) 43 - 8191
FAX (0940) 34 - 3881
URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>
E-mail info@city.fukutsu.lg.jp
